西町友和会地区防災計画書

「西町友和会　友(ゆう)ちゃん防災ファイル」

いつも目のつくところに備えましょう！
家族全員で必ず目を通しましょう！

ファイルの最初に入っています

構　　成

西町友和会防災情報地図１：地区の現況
西町友和会防災情報地図２：地区周辺の状況
国分寺市地域防災計画の概要

はじめに

１－１　これまでの取組み
１－２　防災まちづくりの考え方
１－３　防災まちづくりの目標
１－４　地区防災計画書について

家庭での対策　【まずは自助】

２－１　家庭での対策：日常編
２－２　家庭での対策：災害時編

地域の対策　【大切な共助】

３－１　地域の対策：日常編
３－２　地域の対策：災害時編

行政の対策　【公助】

４－１　行政の対策：日常編
４－２　行政の対策：災害時編

参考資料　【ご存知でしたか?】

まず、はじめに！

1－1　これまでの取組み

■まずは、『防災ニュース』から

西町友和会にまだ防災部など無かった頃、国分寺市の防災学校を受講し、他の地域などで活躍されていた会員の方が発起人となり、西町友和会の皆様に防災への意識づけの意味で『防災ニュース』を発行することになりました。

また、以前から自治会では戸倉消防署の指導を受けて防災訓練を毎年春と秋に実施していました。

■活動の拡大へ

その活動報告や国分寺市の防災推進委員の活動内容などを『防災ニュース』で周知して参りました。

３号を発行した頃から会員の方に声をかけたところ共に活動していただける会員の人数も多くなり、現在では毎年自治会役員が次年度も残っていただき、防災専任委員として活動しています。

■現在の『防災ニュース』の作成体制

『防災ニュース』発行当時、西町友和会は、「友(ゆう)ちゃん」と言うマスコットのクマがいました。時々 『防災ニュース』にお目見えしていました。

発行当初は、手書きでしたが 18 号からはパソコンを使用し防災専任委員が順番に作成しています。

イラスト作成：友和会

■防災訓練と施設見学

年２回の防災活動は、防災訓練（春）、施設見学(秋)が主となっています。

特に、秋の防災研修は、国分寺市でバスをチャーターしていただき、多くの会員の方が参加し易いように計画し、防災意識の醸成に努めると共に会員相互の親睦を図っています。

平成２１年　3月

西町友和会防災部

これが基本です！

1－2　防災まちづくりの考え方

■防災まちづくりの基本的な心得

■ 防災部の働き ■

西町友和会地域の危険個所、危険要因等の周知および「いざという時に 今すべきことを周知します。

活動は、「**自助**」、そして隣近所同士で助け合う「**共助**」の精神で行ない、気心が知れた会員同士で災害に立ち向かうことが必要だと考えています。避難所などの周知、防災訓練などを毎年行います。

■ みんなで助けあおう〈自助〉―〈共助〉

災害が起きた時に必要な助けや支援には「**自助**」、「**共助**」、「**公助**」の三つがあります。その中でもっとも身近なものは、自分たちで防災する*「自助」*だといわれています。大規模災害になった時、行政機関や自治体の公的支援(消防や自衛隊など)が災害地に到着するにはかなりの時間を要します。一刻も予断を許さない状況では、自分たちで自分たちの身の安全を守り、隣近所の人たちと協力して被害にあった人たちを救助・救援することです。

■ 阪神・淡路大震災での活躍 ■

阪神・淡路大震災では約 6,000 人を超える人が亡くなる一方、２万～２万５千の人が倒壊した家の下や転倒した家具の下敷きになった状態から隣近所の人たちによって救出されたことがあきらかになっています。

その他、地域住民の迅速な行動で地域の人たちの安否確認がその日のうちにできた事例も残っています。阪神・淡路大震災では地震後約 15 分で約 92%の人が亡くなったという記録されています。そのような時、身近な人たちによる救助・救援はなによりのものです。

目標です！

1－3　防災まちづくりの目標

■防災まちづくりの目標

防災まちづくりの基本的な考え方を踏まえ、友和会の防災まちづくりの目標を次のように定めます。

●災害の不安なく、かつ災害に強く住みよいまちづくりを推進し、良好な住宅地としての環境を維持する。

●将来的には、西町一丁目の全自治会へ、防災まちづくりの推進の締結と近隣自治会（国立市、立川市）との防災協定を締結し、更なる防災の連帯を図る。

確認しましょう！

1－4　地区防災計画書について

■地区防災計画書の位置付け

友和会では、平成 18 年度より防災部が中心となり、国分寺市及びコンサルタントの支援も受けながら、防災まちづくりアンケートやまちあるきの実施、防災情報地図等の作成を行ない、地区のおかれている課題や問題点を明らかにし、それを解決するための方向性を検討してきました。

この地区防災計画書は、今後の防災まちづくりの方向性を示すとともに、避難行動や避難生活を送るための指針となるものです。

■地区防災計画書の使い方

地区防災計画書は、防災まちづくりにおける「家庭での対策」、「地域での対策」、「行政の対策」について、それぞれ＜日常編＞、＜災害時編＞として取組むべき項目が示されています。

いつも目につくところに備え、必ず家族全員で目を通すようにしましょう。

また、地区防災計画書については、記載されている情報等が古くなったりした場合は、適宜見直すものとします。

家庭での対策
【まずは自助】

２－１　家庭での対策：日常編

確認しましょう

まずは家庭内の防災対策から　（自助）・・・・・・・・・・・・・・・2-1
防災チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2

覚えておきましょう

防災用品の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3
家庭内の緊急連絡体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3
室内の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4
耐震診断の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-6
消火器・住宅用火災警報器の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・2-6
応急手当等の知識の取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-7
地震保険への加入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-7
防災関連施設や危険箇所、災害時要援護会員について・・・・・・・2-8
避難場所・避難ルート等の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-8
家屋の耐震補強等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-9
家の周りの安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-9

２－２　家庭での対策：災害時編

確認しましょう

災害時にはまず、身の安全の確保　（自助）・・・・・・・・・・・・2-10

覚えておきましょう

避難行動マニュアル案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-11
外出先で被災した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-12
帰宅困難者の心得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-13
緊急地震速報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-14

確認しましょう！

2－1　家庭での対策：日常編

まずは家庭内の防災対策から（自助）

●家庭内で防災会議を実施して防災に備えるとともに、屋内外での防災対策を実践しましょう。
●下の表の各項目について、実践できているか確認しましょう。

屋　内	屋　外
□防災用品の準備	□防災関連施設や危険箇所、災害時要援護会員について
□家庭内の緊急連絡体制の確立	□避難場所・避難ルート等の確認
□室内の安全確保	□家屋の耐震補強等
□耐震診断の実施	□家の周りの安全対策
□消火器・住宅用火災警報器の設置	
□応急手当等の知識の取得	
□地震保険への加入	

緊急連絡体制や必需品については、次のページにある

防災チェックリストで確認しましょう！

確認しましょう！

2－1　家庭での対策：日常編

※各家庭で作成し各家庭保管

防　災　チ　エ　ッ　ク　リ　ス　ト

作成　年　月　日

項番	チェック項目	チェック内容	記事欄
1	①伝言ダイヤル（171） ②家族の緊急連絡体制図 ※家族、親戚、友人等 名前：　A 血液型を記入	①公衆電話、携帯電話、PHSから利用可能（録音時間：30秒） 名前：　連絡先 名前：　連絡先 名前：　連絡先 名前：　連絡先 名前：　連絡先 名前：　連絡先	
2	避難場所	（　　）国立第4小学校 （　　）国分寺第2小学校 （　　）立川砂川2小学校 （　　）都立北多摩高校	各家庭で優先順位を決めて下さい （災害時、家族の確認に便利です）
3	防災用品	各家庭の判断で準備して下さい	
3-1	水入れ	ポリ容器（10リッタ）：　5個程度	20リッタは、水を入れると重過ぎる。
3-2	バケツ	個	ポリ容器からの小分け用（洗濯も可）
3-3	ペットボトル（2000mm）	本	非常用（保存用） ※ポリ容器からの小分け用にも使用可
	※漏斗（じょうご）	1個	※ポリ容器からの小分け用に使用
3-4	キャスタ	ポリ容器等の移動用	買い物用のキャスタ代用可
3-5	懐中電灯 ※電池も確保して下さい	単三用　　個 手動式発電用：配布済み	単三電池は、長持ちします
3-6	蝋燭	本	懐中電灯の予備用
3-7	家庭用ガスコンロ	セット	山用のガスコンロも代用可
3-8	家庭用ガスコンロ のガスボンベ	本	ガス供給まで：10日前後想定
3-9	万能サバイバルナイフ （アウトドアナイフ）	本	料理用 （ナイフ、缶切、栓抜き等の万能ナイフ）
3-10	ホイッスル （緊急用呼子笛）	個	身動きが取れない時や居場所を教える時に使用
3-11	スリッパ （枕元に常備：靴の代用）	足	避難場所等で使用 （家の中での掃除時のガラス片対策）
3-12	レジャーシート	枚	屋根の一部崩壊手当て用 （非難生活や防寒対策用）
3-13	アルミブランケット （防災レスキューシート）	枚	冬季は防寒、夏期は防暑対策に
3-14	軍手（枕元に常備）	個	救助、各種作業、防寒対策等に使用
3-15	水のいらないシャンプー	本	水を使用しないので、非常に衛生的
3-16	エアー枕	個	車の中で寝る場合、避難場所で使用
3-17	ラジオ	配布済み	手動電源
3-18	非常用簡易トイレ	個	仮設トイレが設置されるまで。
3-19	救急セット	1セット	常備薬、バンドエイド、三角巾等
3-20	メガネ		
3-21	非常リュック（水入れ兼用）	個（防災用品入れ）	水入れ兼用のリュックも販売されています。
3-22	防災頭巾	個	
4	貴重品	おき場所の確認	
4-1	通帳		盗難対策の為、各自記入の判断をして下さい
4-2	印鑑		
4-3	キャッシュカード		
4-3	現金		

覚えておきましょう！

2－1　家庭での対策：日常編

□防災用品の準備

・これまで友和会で配布した防災グッズ等は、いつでも取り出せるようにしておきましょう。
・家屋等が倒壊していない場合、家族全員が震災後３日間は生活できるように、水や食料とともに、防災チェックリストに記載されている防災用品を用意しておきましょう。

□家庭内の緊急連絡体制の確立

・家族が離れ離れの際に、災害に遭遇した場合の連絡方法・集合場所を決めておきましょう。
・また、全国各地で災害が起きた場合には災害伝言ダイヤル（１７１）やブロードバンド伝言板、携帯電話による伝言板サービスを利用しましょう。

【災害伝言ダイヤル、ブロードバンド伝言板　⇒　http://www.ntt-east.co.jp/saigai/】

＜災害伝言ダイヤル＞

災害伝言ダイヤル（１７１）については、毎月１日（元旦を除く）に体験利用ができます。公衆電話はもちろん、携帯・ＰＨＳからも利用できます。

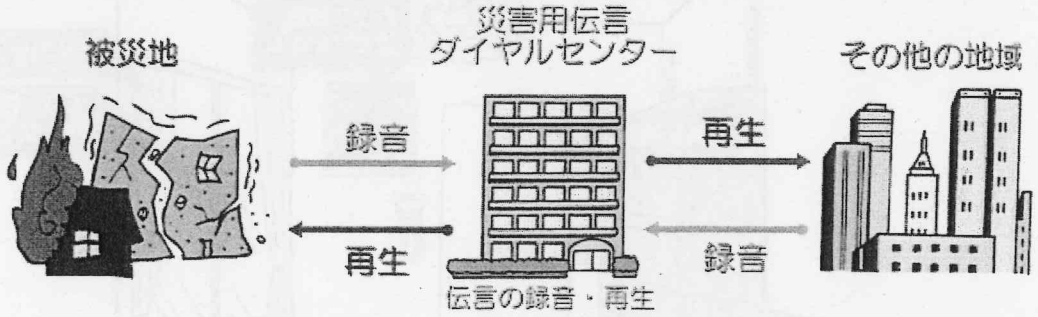

・携帯電話でも災害伝言板のサービスを行っています。

【ＮＴＴドコモ】　⇒　http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi
【ＥＺweb】　⇒　http://dengon.ezweb.ne.jp/
【ソフトバンク】　⇒　http://dengon.softbank.ne.jp/
【ウィルコム】　⇒　http://dengon.willcom-inc.com/dengon/Top.do

覚えておきましょう！

2－1　家庭での対策：日常編

□室内の安全確保

・家具の転倒や収納物の飛散による被害を防ぐため、必要な対策を行っておきましょう（次ページもご参考にして下さい。）。

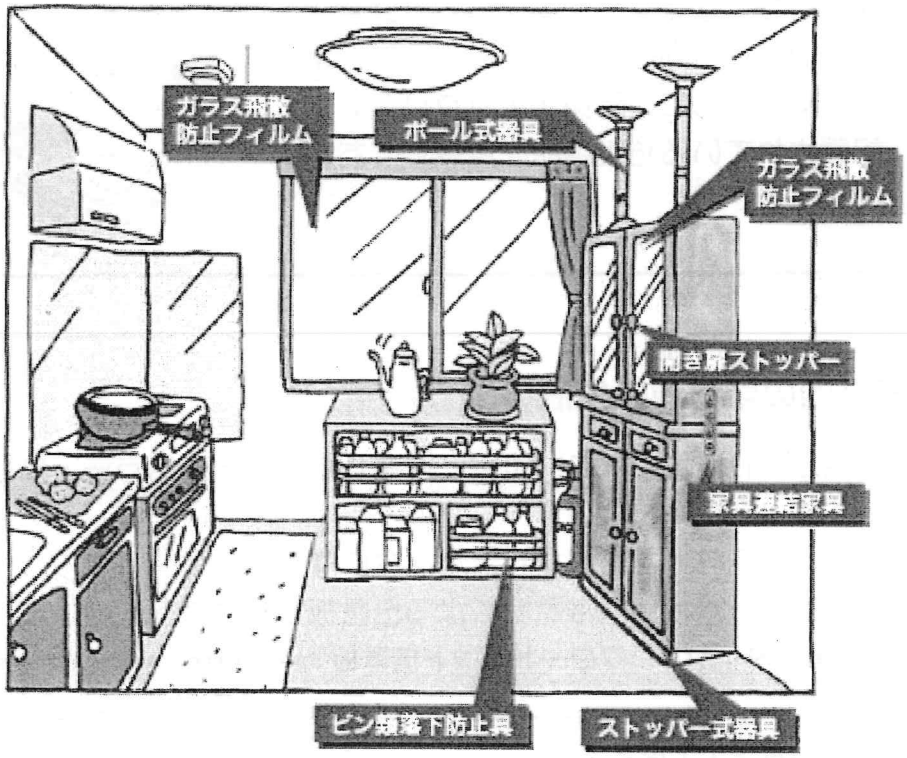

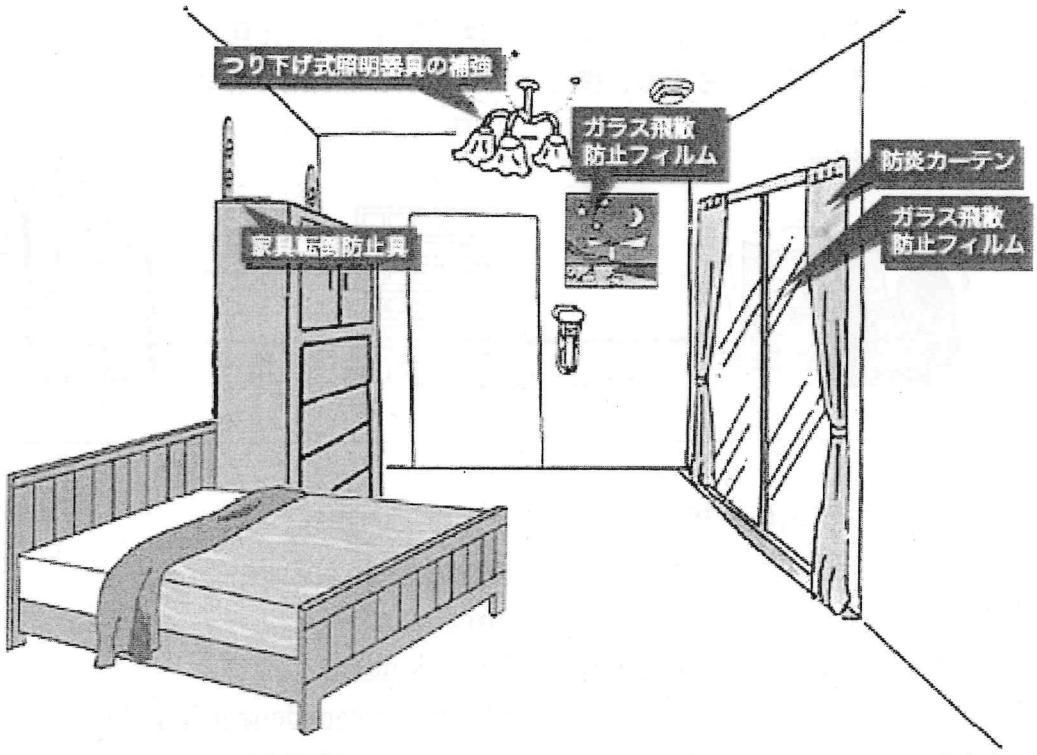

参考にしましょう！

2－1　家庭での対策：日常編

＜参考：室内危険度診断システム＞

・「室内危険度診断システム」は、パソコン上の簡単なマウス操作のみで各室内に居住する人間の運動能力を考慮しつつ震度に応じた室内の安全箇所／避難経路をシミュレーションすることができます。

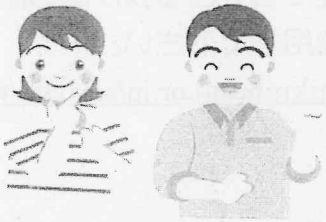

家庭用のパソコンで間取りや家具レイアウトを作成できるようになっていますので、楽しみながら安全な住まい方を考えることができます。

①まず、間取りやドアを設定

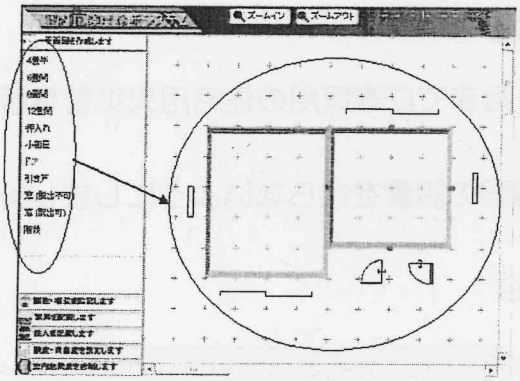

②家具を配置する

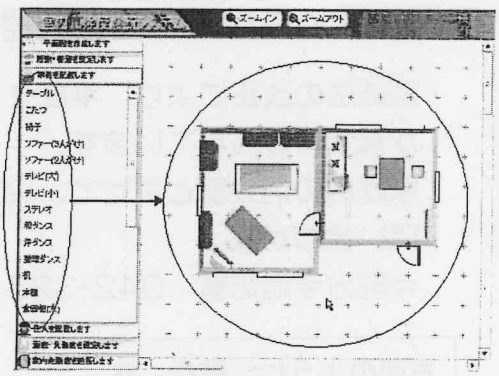

③人を配置し、震度を設定

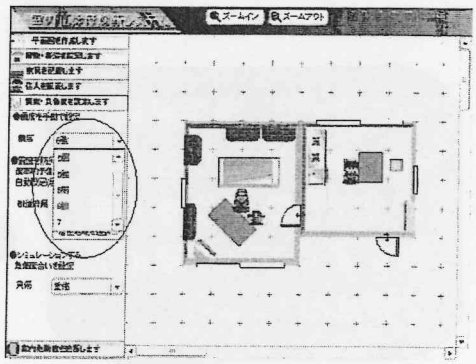

④避難方向をシミュレーション

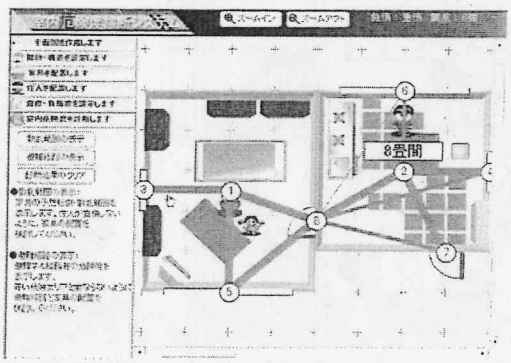

【システムの概要　⇒　http://www.hitachi-to.co.jp/products/sindan/outline.html】

覚えておきましょう！

2－1　家庭での対策：日常編

□耐震診断の実施

・昭和５６年の新耐震設計法の施行以前に建てられた、比較的古い木造住宅などは、耐震診断による安全確認を行うことが望まれます。
・国分寺市では、耐震化支援策の一環として耐震診断士派遣事業を行っています（行政の取組み 4-5 ページをご参照下さい。）。
・また、財団法人日本建築防災協会では「誰でもできる我が家の耐震診断」をインターネット上に公表していますのでご利用して下さい。
【（財）建築防災協会　⇒　http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/wagaya.html】

・耐震診断士派遣事業の問い合わせ先
⇒国分寺市都市計画課：042-300-1671

□消火器・住宅用火災警報器の設置

・消防法の改正により、平成２２年４月までに家庭用の住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。
・家庭用の消火器と併せて、火災警報器の設置を怠らないようにしましょう。
・問い合わせ先
⇒国分寺消防署：042-323-0119

右図のように、階段、寝室、居室、台所に設置が義務付けられています。

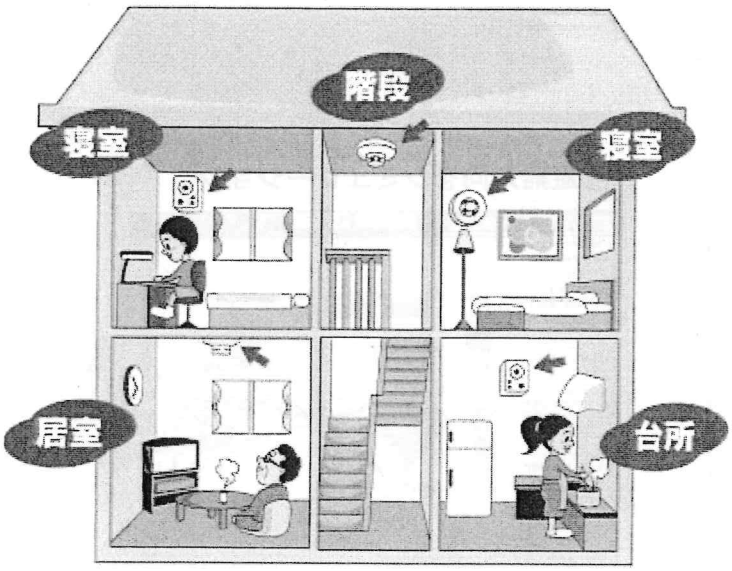

消防法では、消防署員が個人の住宅に立ち入って火災予防の検査や質問をすることを認めていません！

・消火器、住宅用火災警報器の購入に関する相談は、自治会の防災部までお問い合わせ下さい。悪質な訪問販売にはくれぐれもご注意を！

覚えておきましょう！

2－1　家庭での対策：日常編

□応急手当等の知識の取得

・けが人や急病人（以下、傷病者）が発生した場合、居合わせた人が手当を正しく速やかに行えば、傷病者の救命効果が向上し、傷病治療の経過にも良い影響を与えます。

・いざ、緊急の事態に遭遇した場合、適切な手当を実施するには日頃から手当に関する知識、技術を身につけておくことが大切です。１人でも多くの手当をできるようにしましょう。

＜自動体外式除細動器（ＡＥＤ：Automated External Defibrillator）＞

ＡＥＤは、心室細動の際に機器が自動に解析を行い、必要に応じて電気的なショック（除細動）を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器です。

市内においては、地区防災センターである学校等の公共施設を中心に設置が行われ、消火器と同様に、万一の事態が発生した際には、その場に居合わせた人が自由に使えるようになっています（操作手順について、音声でアナウンスされますのでそれに従います。）

・応急救護、ＡＥＤの講習相談の問い合わせ
⇒国分寺消防署：042-323-0119

□地震保険への加入

・火災保険では、建物・家財の補償を行っていますが、地震による火災は火災保険では補償されません。

・地震に備えるには火災保険と併せて地震保険に加入することが望まれます。
（※地震保険単独で契約できません。）

・火災保険の契約期間の中途でも加入することができます。

・保険料は都道府県や建物の構造によって異なります。また、建築年次による割引もあります。

・詳しくは最寄の損害保険会社または
⇒日本損害保険協会　そんがい保険相談室 0120－107808（http://www.sonpo.or.jp）

覚えておきましょう！

2－1　家庭での対策：日常編

□防災関連施設・危険箇所、災害時要援護会員について

・友和会にある防災関連施設（まちかど消火器、消火栓）については、その位置と状態を確認しておきましょう。
⇒なお、消火器については、壊れたものを見かけたり、使用したときには場所と管理番号を、国分寺市くらしの安全課へお知らせください。
【042-325-0111（内線 373）】

・ブロック塀の多いところや道路上空に変圧器が集中しているところなどは、災害時の避難に支障をもたらすことも考えられます。実際の避難の際に安全が確保できるよう、危険箇所の位置も確認しておきましょう。

・一人ぐらしの高齢者の方などで希望される方は「災害時要援護会員」として地図に掲載しています。災害時における皆さんのご協力をお願いします。

ファイルの最初に入っている防災情報地図１（地区の現況）をご覧ください。

□避難場所・避難ルート等の確認

・友和会の国分寺市の指定避難場所は光町三丁目の国分寺第二小学校です。
・第二小までは１km 以上の距離があり、状況によっては避難ルートとなる戸倉通りの安全確保が十分でないことも考えられます。
・そこで、避難する必要がある場合は、まず最も近い国立市の避難場所である国立第四小学校へ避難し、しばらくして状況が落ち着いた段階で、自治会長や理事の指示によって国分寺第二小学校へ移動するものとします。

・上記の避難場所や避難ルート、そして友和会周辺の災害時に役立ちそうな施設等についても把握し、確認しておきましょう。

ファイルの二番目に入っている防災情報地図２(地区周辺の状況)をご覧ください。

覚えておきましょう！

2－1　家庭での対策：日常編

□家屋の耐震補強等

・耐震診断でもし問題があるようでしたら、必要に応じて耐震補強等を行うことが望まれます。
・国分寺市では平成２０年３月に「国分寺市耐震改修促進計画」を策定し、木造住宅耐震改修助成制度を創設しています（行政の対策 4-6 ページをごらん下さい）。

・耐震改修等の問い合わせ先
⇒国分寺市都市計画課：042-300-1671

□家の周りの安全対策

・ブロック塀や屋根・ベランダなど、家の周りに安全対策も行いましょう。

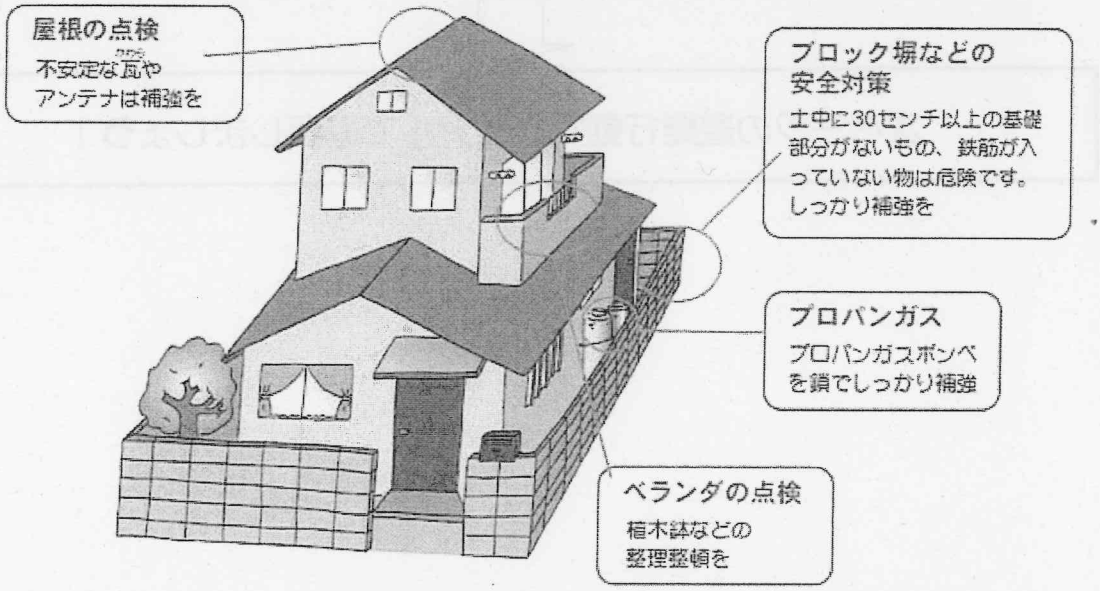

・老朽化したブロック塀などは地震の際、倒壊の危険性があるだけでなく、人的な被害を引き起こすこともありますので、生け垣やフェンス類などの軽い素材にするなど、時間をかけて改善していくことも必要かと思われます。
・国分寺市では、生け垣を新設する場合や生け垣をつくるために既存のブロック塀等を取り壊す場合の一定の助成制度があります。

・生け垣助成の問い合わせ先
⇒国分寺市緑と水と公園課：042-325-0111（内線 354）

確認しましょう！

2－2　家庭での対策：災害時編

災害時にはまず、身の安全の確保（自助）

●家庭にいる際に地震などの災害が起きた場合は、まず自分の身の安全を確保しましょう。

屋　内	屋　外
□とにかく身の安全の確保	□隣近所の安否確認、助け合い
□しっかり火の始末	□避難所へ避難
□我が家の安全の確認	

次ページの避難行動マニュアルで確認しましょう！

2－2　家庭での対策：災害時編

時間経過	行　　動
	緊急地震速報（発生の数秒～数十秒前）
発生から～2分	**グラッと揺れたらとにかく自分の身を守ろう！** ・机の下に入る ・クッション、雑誌などで頭を保護する。 ・家具から離れる。 ・ガラス面から離れる。 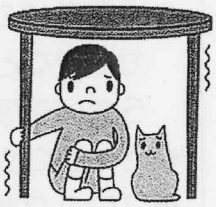
2分～5分	**大揺れがおさまったらしっかり火の始末** ・台所やストーブなどの火の始末 ・避難するときは、ブレーカー、ガスの元栓をきる 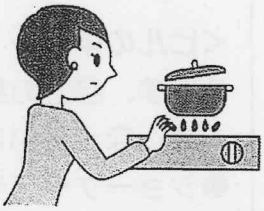
5分～10分	**我が家の安全確認・確保** ・家族の安全、不在家族の安否確認 ・災害情報、避難情報の入手 ・避難のための出口の確保 ・ガラス片や転倒家具への注意
10分～半日	**隣近所の安否確認・助け合い** ・倒壊家屋などの下になっている人の救出 ・火災発生時の初期消火 ・けが人などの救護 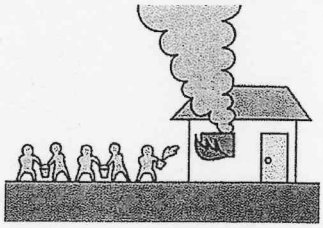
半日～3日	

□次のような場合は最寄の避難所に避難します。
- 家屋が倒壊したり、火災がすぐそこまで迫って危険な場合。
- 避難勧告や指示が出た場合。

□火災等の危険がなく、家屋の一部損傷に止まる場合は、当面自宅でしのぎます。

覚えておきましょう！

2－2　家庭での対策：災害時編

外出先で被災した場合

＜街の中で＞

●まず自分の身を守ります。
　カバンなどで頭部を保護する場合は
　５センチほど浮かします。
●その場に立ち止まらずに空き地や公園等に避難します。
●ブロック塀や自動販売機など倒壊の恐れのあるものに
　は近づかないようにします。
●都心で被災した場合にはまず状況確認をしたうえで帰宅方法を考えましょう。

＜ビルの中で＞

●まず、自分の身を守ります。デパートなどの広い空間の中では柱の周辺の強度が
　高くなっています。
●ショーケースや大型商品などには近づかないようにします。

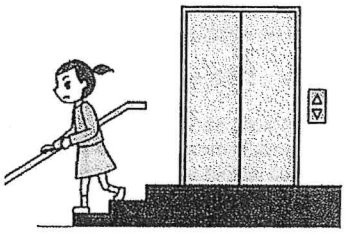

●上階にいて避難する場合は、原則として
　エレベーターは使いません。
●もし、エレベーターの中にいた場合は、全て
　の階のボタンを押し、止まった階で降ります。

●係員がいる場合には、その指示に従い避難
　しましょう。

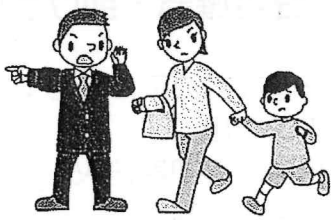

＜自動車を運転中＞

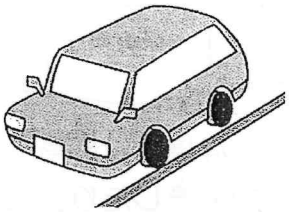

●自動車を運転中に地震にあった場合は、
　減速して左側の路肩に停車します。
●避難する際は、キーはつけたままにします。

覚えておきましょう！

2－2　家庭での対策：災害時編

□帰宅困難者の心得

・友和会の中には、学校や仕事の関係で都心方面へ出かけている方も多いと思われます。
・地震等の災害による交通機能が停止した場合、多くの帰宅困難者が発生することが予測されています。
・都心から徒歩で帰宅する可能性がある方は、以下の行動に心がけましょう

①あわてず騒がず、状況確認

②携帯ラジオをポケットに

③つくっておこう帰宅地図

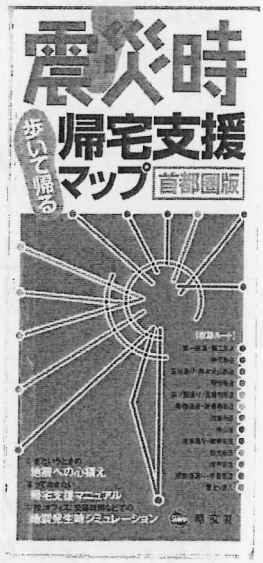

④ロッカーなどにはスニーカー・運動靴を用意

⑤机の中などに簡易食料（チョコ、キャラメル等）

⑥事前に家族で話し合い（連絡方法、集合場所）

⑦安否確認方法（災害伝言ダイヤルや携帯の伝言掲示板等）

⑧歩いて帰る訓練を

⑨季節に応じた冷暖準備（携帯カイロ、タオル等）

⑩道中は声掛け合い、助け合う

⑪トイレットペーパー不足に備え、ポケットティッシュは多めに持っておく！

覚えておきましょう！

2－2　家庭での対策：災害時編

□緊急地震速報

・平成１９年１０月１日より、気象庁による緊急地震速報の一般への提供が行われています。
・これは、地震の大きな揺れ（Ｓ波）の前に到着する小さな揺れ（Ｐ波）をとらえることで、大きな揺れが到着する数秒から数十秒前に到達時刻や揺れの大きさなどを知らせるものです。

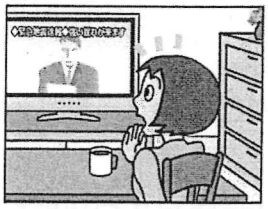

「緊急地震速報」
強い揺れが来ます！
（揺れの予告）

危険回避！

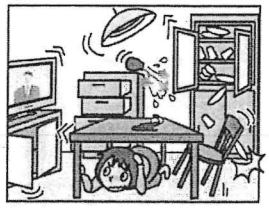

【気象庁　⇒　http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/index.html】

ＮＨＫのラジオ・テレビ、民放テレビ、民放ラジオの一部は「震度５弱」以上で放送します。

ケーブルＴＶを運用するＪ：ＣＯＭでは、テレビの電源がオフの場合でも専用の端末で緊急地震速報をキャッチし警告音等により知らせるサービスを行っています。
【Ｊ：ＣＯＭ緊急地震速報　⇒　http://www.jcom.co.jp/services/secure.html】

注意点
- **震源があまり近い場合は緊急地震速報が間に合わない場合があります。**
- **震度はプラスマイナス１程度の誤差が生じる場合があります。**
- **緊急地震速報を受信しときは、慌てず、とにかく自分の身を守ることに心がけてください。**

地域の対策
【大切な共助】

３－１　地域の対策：日常編

取り組みましょう

地域全体で防災意識を高め、災害に備えましょう （共助）・・・・3-1

覚えておきましょう

日頃からのあいさつなどのコミュニケーションのこころがけ・・・3-2
防災訓練の実施・参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-3
災害時要援護会員への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-3
災害時に有用な技能・資格を有する方との連携・・・・・・・・・3-4
災害時に有用な資機材を有する事業者の方等との連携・・・・・・3-4
地域の施設（サニーライフ）との連携・・・・・・・・・・・・・3-4
防災倉庫の管理と備品の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・3-5
イベントや行事を通じたコミュニティの醸成・・・・・・・・・・3-5
近隣市の自治会等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-6
まちあるき等による危険箇所の点検・改善・・・・・・・・・・・3-6

３－２　地域の対策：災害時編

取り組みましょう

必要となるのはみなさんの力です （共助）・・・・・・・・・・・・3-7

覚えておきましょう

避難行動と避難生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-8
災害時要援護会員への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-9
国分寺市役所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-9
避難所における情報の収集と広報・・・・・・・・・・・・・・・3-10
備品等の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-10

取り組みましょう！

3－1　地域の対策：日常編

地域全体で防災の意識を高め、災害に備えましょう（共助）

●日頃から防災の意識を高め、地域での防災力を強化するため、下の表の各項目について取り組んでいきましょう。

□日頃からのあいさつなどのコミュニケーションのこころがけ

□防災訓練の実施・参加

□災害時要援護会員への支援

□災害時に有用な技能・資格を有する方との連携

□災害時に有用な資機材を有する事業所の方等との連携

□地域内の施設（サニーライフ）との連携

□防災倉庫の管理と備品の充実

□イベントや行事を通じたコミュニティの醸成

□近隣市の自治会等との連携

□まちあるき等による危険箇所の点検・改善

覚えておきましょう！

3－1　地域の対策：日常編

□日頃からのあいさつなどのコミュニケーションのこころがけ

・いざというときにお互いが助け合えるように、地域ぐるみで日頃からのあいさつなどコミュニケーションにこころがけましょう。
・地域でのあいさつ・声かけは、防犯にも役立ちます。

□防災訓練の実施・参加

・消火器による初期消火、応急手当・ＡＥＤの取扱、起震車による振動体験等、災害による被害を最小限に食い止めることができるよう、防災訓練に参加しましょう。
・友和会では、毎年春に防災訓練を行っています。
・国分寺市では、秋に防災ひろばを開催しています。

覚えておきましょう！

3－1　地域の対策：日常編

□災害時要援護会員への支援

・防災部では、災害時において助けが必要な方の安否確認や救出、避難場所までのお手伝い等をしたいと考えています。
・具体的には、災害時要援護会員リストとマップの作成を行い、皆さんで情報を共有し、助け合うものとします。

「要援護会員」確認表の記入について（依頼）

平成20年10月
西町友和会
防　災　部

防災ファイルに「要援護会員」をマップに記入し、災害時において「安否確認」および医師や保健師に、このマップをもとにして避難所だけでなく、在宅の高齢者の「巡回診療」を実施してもらう為です。ご賛同の会員の方は、下記により記入願います。

なお、個人情報保護法もありマップに記入して欲しくない方は、記入しなくて結構です。

このような「要援護会員」確認表を配布しています。

記

1. マップの記入方法について（案）

対象者	色別
寝たきりの人が居る家庭	赤
独り暮らしの人	黄
夫婦とも高齢者	緑

色別等は、防災会議で検討させて頂きます。

2. 災害時の「要援護会員」の記入について

「要援護会員」確認表

班	班	対象
氏　名		
寝たきりの人が居る家庭		
独り暮らしの人		
夫婦とも高齢者		

「○」印：複数の対象があれば複数「○」印を記入願います。

＜参考＞
阪神大震災をきっかけに作成され、能登半島地震時はマップにより手早く安否確認ができました（朝日新聞：朝刊（2007．4．3）

3. 記入された方は、平成20年10月31日までに。各理事まで持参願います。

4. 防災ファイルの配布について

防災ファイルの配布については、平成21年3月を目途に作成中です。

なお、配布時に鵜沢様（コンサル）に防災ファイルについて説明して頂く予定です。

5. その他（要望事項があれば、記入願います）

班	氏名：

覚えておきましょう！

3－1　地域の対策：日常編

□災害時に有用な技能・資格を有する方との連携

・アンケートで回答があった方（医師、看護士、介護士、建築士）との連係を進めていきます。
・新たに役立つ技能や資格を有する方がいないか、防災ニュース等で呼びかけを行っていきます。

□災害時に有用な資機材を有する事業者の方等との連携

・災害時に必要な資機材を有しており、ご協力をいただける事業者の方について、防災ニュース等で呼びかけていきます。
・アンケートによれば、毛布（19 件）、カセットコンロ（13 件）、大工道具類（11 件）等の供出が可能となっていますので、いざという時に活用できるようにするため、どんな仕組みづくりを進めていきます。

□地域内の施設（サニーライフ）との連携

・日中及び夜間における災害時の協力体制づくりを進め、災害時に備えます。

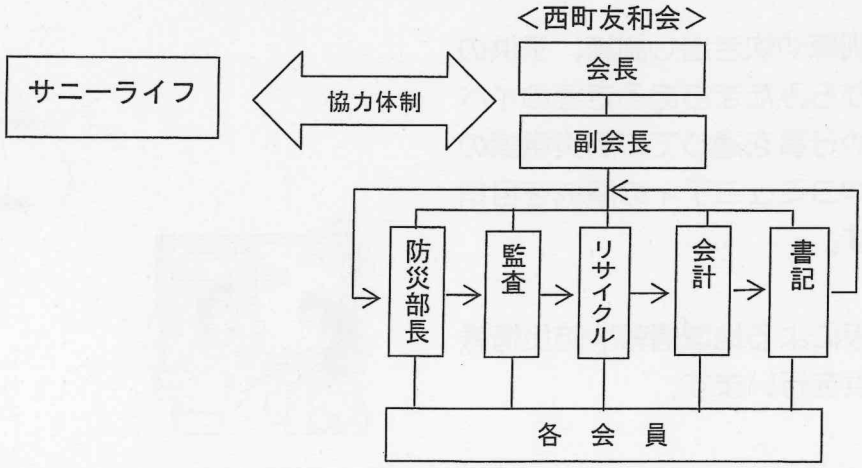

覚えておきましょう！

3－1　地域の対策：日常編

□防災倉庫の管理と備品の充実

＜防災倉庫の設置＞
・平成２１年度以降に設置予定です（設置場所は今後検討します）。

＜備品の準備と管理＞
・災害時における救出用具の準備と管理を行います。
　⇒バール、のこぎり、ジャッキ、スコップ等
・避難生活用備品の準備と管理を行います。
　⇒カセットコンロ、簡易トイレ、三角バケツ、ポリタンク、キャリア又は台車等（水の運搬等）、防寒アルミシート、ブルーシート、ロープ等

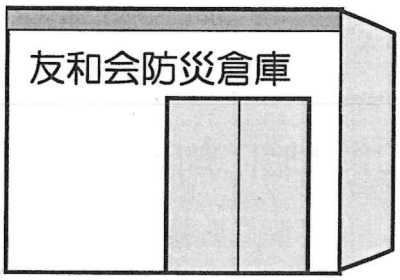

＜備品の充実＞
・備品は定期的に点検するとともに、劣化や不足のないように、適宜充実していきます。

□イベントや行事を通じたコミュニティの醸成

・防災訓練や炊き出し訓練、子供の視線からみたまちあるき等のイベントや行事を通じての防災意識の高揚やコミュニティの醸成を目指します。

・掲示板による地域情報や防災情報の提供を行います。

覚えておきましょう！

3－1　地域の対策：日常編

□近隣市の自治会等との連携づくり

・友和会は立川市や国立市との市境に位置していることから、災害時においては隣接市の市民や自治会との協力が必要です。
・そこで、自治会同士の連絡会議等を設置し、交流を深めるものとします。

□まちあるき等による危険箇所の点検・改善

・定期的にまちあるき等を行い、地区の危険箇所の点検や改善の状況を自分達の目で確認します。
・危険な箇所については、普段から気をつけるようにし、必要がある場合は地域から改善の働きかけを行います。
・大人だけではなく、高齢者やこども達の目線などからみたまちの危険性や問題箇所の点検なども検討します。

取り組みましょう！

3－2　地域の対策：災害時編

必要となるのはみなさんの力です（共助）

●大きな地震の際には、公的な援助はすぐには来れません。まず必要となるのみなさんの力です。

●防災部では、災害時においては下表の各項目の取組みを行います。なお、友和会は比較的規模の小さい自治会組織ですので、災害時においては、みなさんのご協力がぜひとも必要です。

□避難行動と避難生活

□災害時要援護会員への支援

□国分寺市役所との連携

□避難所等における情報の収集と広報

□備品等の配布

覚えておきましょう！

3－2　地域の対策：災害時編

□避難行動と避難生活

地震発生！

家屋が倒壊
火災が迫っている

避難勧告・命令が
出た

国立第四小学校へ避難

まずは国立四小へ！

※災害の状況により、困難な場合は、立川南砂小学校、立川第二中学校、そして国分寺第二小学校への避難も検討します。

※国分寺市は立川市及び国立市と避難場所相互利用協定を結んでいますので、双方の市民が利用することが可能となっています。

一定期間の避難生活が過ぎたら、国分寺市の地区防災センターへ移動

状況が落ち着いてきたら、自治会長や理事の指示に従い、国分寺第二小に移動します。

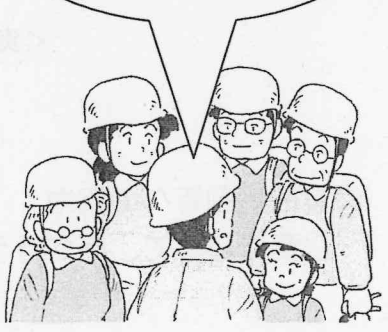

国分寺第二小学校へ

※国立第四小でも避難生活の支援が十分受けられますが、長期的な避難生活を考慮すると、罹災証明の発行などの手続が受けられる国分寺第二小の方が有利です。

覚えておきましょう！

3－2　地域の対策：災害時編

□災害時要援護会員への支援

①避難場所において

・自力で避難できない場合は救出、避難場所までの避難を援助します。

・避難所では、避難生活を送る場合の必要な支援を行います。

②自宅で避難生活を送る場合

・自宅で避難生活を送る場合に水や食料品の運搬・補給等の支援を行ないます。なお、手助けが必要な方については、要援護会員確認表（3-3 ページ参照）で意向を伺います。

※避難場所が開設されている場合には、余震や天候などの影響を考慮すると避難場所に避難することが安全と考えられます。

□国分寺市役所との連携

①安否確認情報等の連絡体制

・皆さんの安否確認や災害に関する情報等をやりとりするため、国分寺市の地区防災センターとなる国分寺第二小との連絡体制を確立します。

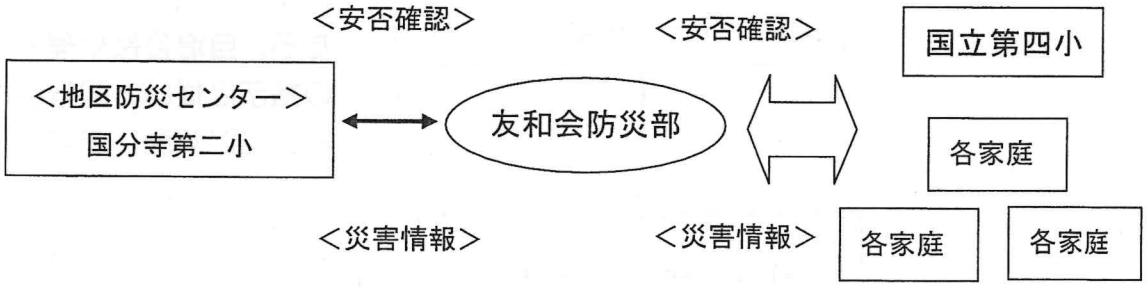

②救援活動等への協力

・必要に応じて、市が行う救援活動等に協力します。

覚えておきましょう！

3－2　地域の対策：災害時編

□避難所等における情報の収集と広報

・安否確認の家屋表示を行います。
・各避難場所において、安否確認情報等のスペースを確保し、表示を行います。

□備品等の配布

・みなさんが、自宅又は避難場所での避難生活を送るにあたり、防災部では防災倉庫を活用し、備品の配布や支援活動を行います。

＜備品関連＞
・ブルーシート、ロープ
・ポリタンク
・簡易トイレ
・防寒アルミシート
・カセットコンロ

＜避難生活の支援＞
・飲料水等の運搬体制
・炊き出しの実施

参考１
　避難生活の中で困るはトイレです。簡易トイレの準備が望まれますが、ペット用のトイレシートもいざというときには役立ちます。

参考２
　非常時に防災グッズをすぐ持ち出せるよう、下のように鉢植えがそのまま防災備品になるものもあります。
　普段玄関においておけば、外に飛び出そうとした際に気がつくはずです。もちろんトイレにもなります。

http://www.iwaya-hp.com/

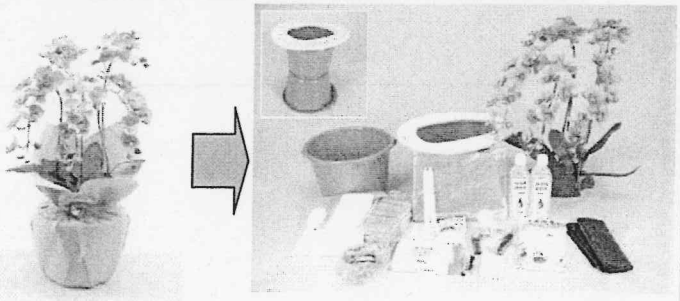

行政の対策【公助】

４－１　行政の対策：日常編

知っておきましょう

行政による防災まちづくりへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・4-1

知っておきましょう

防災まちづくり学校の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-2
総合防災訓練、地域防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・4-3
防災意識の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-3
耐震改修等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-4
災害時要援護者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-7
民間団体等との協定による防災体制づくり・・・・・・・・・・・・4-8
災害に強いまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-8

４－２　行政の対策：災害時編

参考にしてください

災害時における行政の役割　（公助）・・・・・・・・・・・・・・・4-9

知っておきましょう！

4－1　行政の対策：日常編

行政による防災まちづくりへの支援

●国分寺市では、地域の防災まちづくりを支援するため、各種講習会の開催など防災知識の普及に努めるとともに、災害の予防に関する各種の取組みを進めています。

□防災まちづくり学校の開催

□総合防災訓練、地域防災訓練の実施

□防災意識の普及・啓発

□耐震改修等への支援

□災害時要援護者への支援

□民間団体等との協定による防災体制づくり

□災害に強いまちづくりの推進

知っておきましょう！

4－1　行政の対策：日常編

□防災まちづくり学校の開催

・国分寺市では、毎年『防災まちづくり学校』を開催しています。
・募集は毎年５月の広報で行なっており、定員は５０名です。
・６月から３月まで、計 11 回、以下のような内容について、専門家の講義のほか、フィールドワークやグループ毎によるワークショップ等に取り組んでいます。

カリキュラムより

●国分寺市の概要と災害危険

●国分寺市の安全対策

●水とくらしと安全

●都市環境とみどり

●都市生活と生活環境

●まちづくり、都市づくり

●我が町の現状を知る

●災害事例と災害危険

●住まいの安全対策

●生活安全講習

『我が町の現状を知る』
防災診断地図づくり

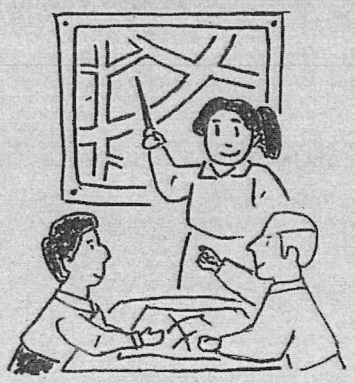

『まちづくり　都市づくり』

・都市計画と国分寺の都市づくり
・国分寺市の都市づくり
・まちづくりのいろいろ

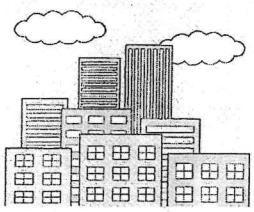

・問い合わせ
⇒国分寺市くらしの安全課：042-325-0111（内線 511）

知っておきましょう！

4－1　行政の対策：日常編

□総合防災訓練、地域防災訓練の実施

・国分寺市では、防災推進委員をはじめ、消防署や関係機関との連携の上、毎年９月１日の防災の日前後に、『総合防災訓練』を実施しています。
・総合防災訓練では、災害対策本部を設置し、市職員や消防団の参集、避難や情報伝達訓練、救出稼動及び救護活動、物資輸送等の訓練を行います。
・そのほか『地域防災訓練』として、各地域の地区防災センター（小中学校等）において、消防団や消防署との連携の上、地域レベルでの防災訓練を行っています。

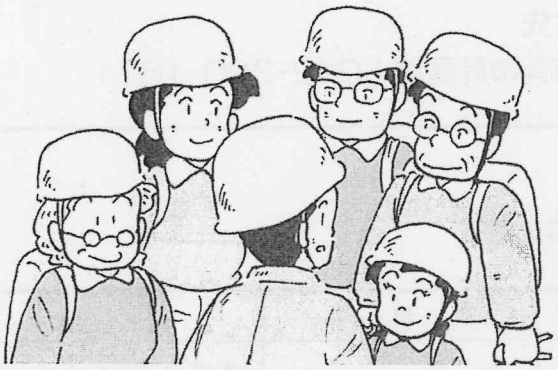

・問い合わせ
⇒国分寺市くらしの安全課：042-325-0111（内線 511）

□防災意識の普及・啓発

・国分寺市では防災意識の普及・啓発のため、防災に関する各種のイベント、講演会や防災まちづくり学校の「オープン講座」の実施、児童・生徒を対象とした防火思想の普及、町会・自治会等を単位とした講演会等の開催を行っています。
・これらとあわせて、市民防災推進委員が主体となっての実施する「防災ひろば」の支援等も行っています。

防災ひろばの様子

・問い合わせ
⇒国分寺市くらしの安全課：042-325-0111（内線 511）

知っておきましょう！

4－1　行政の対策：日常編

□耐震改修等への支援

・国分寺市では、平成 20 年 3 月「国分寺市耐震改修促進計画」を策定しました。
・耐震化支援策の概要は以下のとおりです。
・対象となる建物については、原則として建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に建てられた木造住宅、市立建築物、民間特定建築物（耐震改修促進法第 6 条に規定する）となります。
・具体的な支援策については 4-5、4-6 ページに案内を掲載しています。

・問い合わせ先
⇒国分寺市都市計画課：042-300-1671

表　耐震化支援策の概要

事業種類	事業名	事業内容
①耐震診断及び啓発に関する事業	耐震診断講習会	講師の指導のもと、簡易耐震診断を講習会形式で行います。
	専門家による耐震相談会（新規）	専門家により、無料で簡易耐震診断や耐震に関する相談など、個別の市民相談会として定期的に行います。
	木造住宅耐震診断士派遣事業（新規）	耐震診断士を派遣し、一般診断を行います。
②耐震改修に関する事業	木造住宅簡易耐震改修助成事業（新規）	改修前に比べて耐震性能が改善される改修工事費の一部を助成します。
	木造住宅耐震改修助成事業（新規）	耐震改修後の総合評点が 1.0 以上となる改修工事費の一部を助成します。
③その他の事業	住宅改修資金融資あっせん	住宅の修繕工事等をする場合、400 万円を限度として資金の融資あっせんを予算の範囲内で随時受け付けます。

木造住宅

耐震診断士派遣事業

専門家を派遣し木造住宅の耐震診断を行います。
（一部有料）

7/15(火)～　受付開始

平成20年7月15日（火）より、市内の木造住宅の所有者からの申請により、市に登録している「耐震診断士」をご自宅へ派遣し、一般診断法による耐震診断を行います。
まずは、あなたの住まいが地震に対して安全かどうか確かめてみませんか。

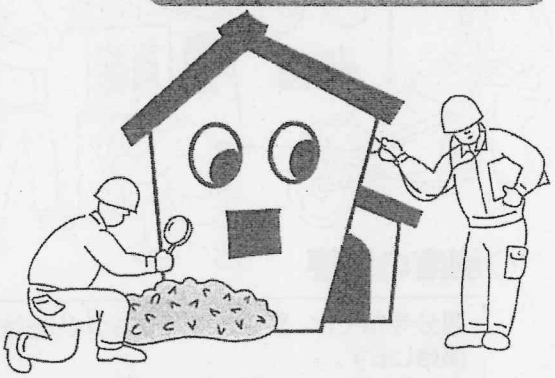

●対象となる建物

- 昭和56年5月31日以前（建築基準法における新耐震基準導入以前）に建築
- 2階建て以下の木造住宅（主要構造の過半が木造であるもの）
- 用途が、専用住宅、共同住宅（長屋含む）、併用住宅（延べ床面積の過半が住宅であるもの）のいずれかに該当するもの

●派遣費用

住宅の延床面積と新築時等の設計図書の有無に応じて、右表のとおり17,000円～36,000円の派遣費用がかかります。耐震診断士が診断結果の説明のために再度訪問したときに、耐震診断士に直接お支払いいただきます。

耐震診断士の派遣費用

住宅の延床面積	設計図書の有無	費用
100㎡未満	有	17,000円
	無	22,000円
100㎡以上200㎡未満	有	20,000円
	無	24,000円
200㎡以上	有	28,000円
	無	36,000円

※派遣費用は、耐震診断に要する費用の2割相当分です。

●申請の方法

7/15(火)より受付を開始します。「耐震診断士派遣申請書」に必要事項をご記入いただき、建築確認済証や建物登記簿謄本など所在地・構造・建築年などが確認できる書類の写しを添付して都市計画課までご持参ください。

国分寺駅北口
事務所案内図

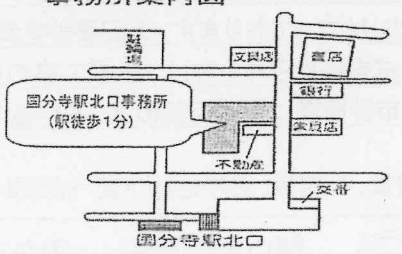

◎ご質問、ご相談、お申込は下記へお問い合わせください。

問い合わせ先 ： 国分寺市 都市建設部 都市計画課
（本町3-2-17 国分寺駅北口事務所1F）電話番号（042）300-1671

木造住宅 耐震改修 助成制度

耐震改修工事費用の一部を助成します（限度額５０万円）

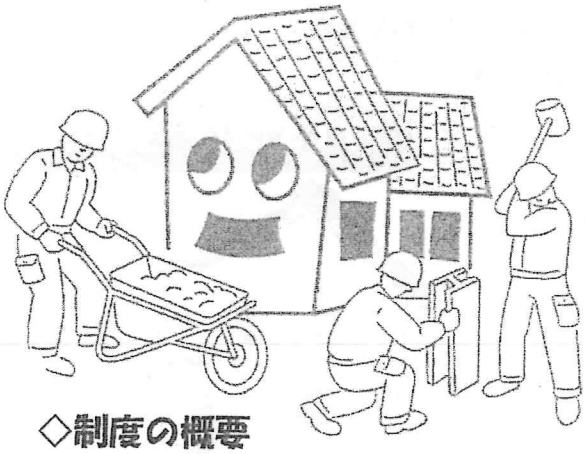

7/15(火)～　受付開始

対象

昭和 56 年5月以前に建築された木造住宅

◇制度の概要

国分寺市では、災害に強いまちづくりを推進する一環として、「木造住宅耐震改修助成事業」を開始します。
市の「木造住宅耐震診断士派遣事業」により耐震診断を受け、評点が 1.0 未満（耐震基準を満たしていない）と判定された住宅の所有者の方が、耐震改修工事を実施する場合、工事費用の 1/2 を助成金として交付します。ただし、改修後の評点を 1.0 以上まで引き上げる工事については 50 万円を限度、また改修後の評点を 0.7 以上まで引き上げる簡易的な工事については、30 万円を限度とします。

◇対象住宅

- 昭和 56 年5月 31 日以前（建築基準法における新耐震基準導入以前）に建築
- 2階建て以下の木造住宅
- 市の「木造住宅耐震診断士派遣事業」により耐震診断を受け、評点が 1.0 未満と診断されたもの
- 建築基準法に明らかに違反していない建築物

◇助成対象者

- 上記住宅の所有者であること
- 市税を滞納していないこと

7/15(火)より受付を開始します。手続については裏面のとおりとなっております。上記要件を満たし、耐震改修助成を受けられる方は、必ず工事の契約を行う前に都市計画課に事前相談の上、お申込ください。

国分寺駅北口
事務所案内図

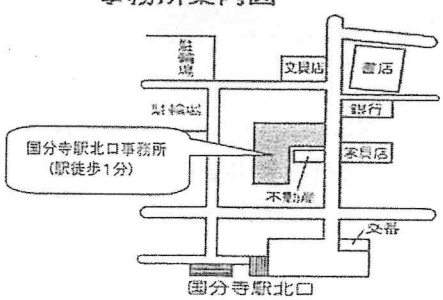

◎ご質問、ご相談、お申込は下記へお問い合わせください。

問い合わせ先 ： 国分寺市 都市建設部 都市計画課
（本町 3-2-17 国分寺駅北口事務所1F）電話番号（042）300-1671

□災害時要援護者への支援

・国分寺市では、災害時に自力避難が困難な方の登録制度により、平常時から連絡を取り、いざというときの支援を行ないます。

国分寺市からのお知らせです！！

あなたも登録しませんか

「災害時要援護者登録制度」へ

災害時に自力避難が困難な方を国分寺市に登録します。

※別添の「災害時要援護者登録申請書の裏・表」を参照してください。

市役所防災担当、民生委員・児童委員、自治会（支援者として協力申出のあった自治会）、社会福祉協議会、消防署、消防団が要援護者の情報を共有します。（災害対応・更新調査目的以外は使用しません。）

要援護者情報

自助

＋

共助

＋

公助

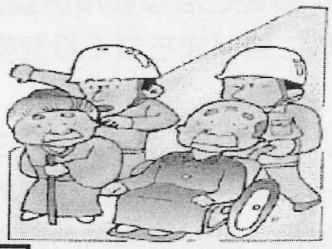

登録された要援護者の情報をもった上記の支援者や地域の支援者の皆さんが、災害時に安否確認や避難の介助をします。

自治会など地域の皆さまへ

・ご自分の身の回りに該当すると思われる方がいる場合は、どうぞ声を掛けていただき、この制度に登録することを勧めていただきたいと思います。

・日頃から要援護者に対しての見守りの意識を持ち、災害が発生したときは、安否確認や避難の介助をお願いします。

この制度に該当する皆さまへ

・登録することによって、自力で避難が困難な方の自宅をあらかじめ知ることができます。自助（自分の身を守る）の一つの手段として登録することをお勧めします。

申し込み・登録方法について

・申し込み・登録方法は、希望された方のご自宅に、民生委員や市職員が個別に訪問し、ご記入いただいた申請書を受け取り・確認し登録となります。なお、登録申請書は市役所くらしの安全課、各公民館、各地域センター、社会福祉協議会（福祉センター内）にも置いてあります。

問合せ先：国分寺市役所くらしの安全課
電話０４２－３２５－０１１１内３７３

知っておきましょう！

4－1　行政の対策：日常編

□民間団体等との協定による防災体制づくり

・国分寺市では、災害時における必要物資の確保、救出活動等において協力体制が取れるように、下記のような各種民間団体との協定による体制づくりを進めています。

●大型スーパー、食品関係団体、事業所、コンビニエンスストア等
●ドラッグストア等の医療品関係事業者
●管工事団体、運輸団体、土木関係団体（住宅総合センター等）
●民間福祉施設（二次避難所活用の検討）

・問い合わせ先
⇒くらしの安全課、ほか関係各課：042-325-0111

□災害に強いまちづくりの推進

・国分寺市では、市民生活の基礎となる都市基盤整備において、防災の視点を踏まえた整備を進め、災害に強いまちづくりを推進します。

●道路・橋梁・鉄道施設、ライフラインの耐震性や安全性の強化
●災害時に有効となるオープンスペースとしての公園等の整備、緑化の推進
●公共建築物の耐震性の強化、民間建築物の耐震補強や不燃化の支援
●ブロック塀、落下物等への安全対策の実施

・問い合わせ先
⇒都市計画課：042-300-1671
　くらしの安全課、ほか関係各課：042-325-0111

参考にして下さい

4－2　行政の対策：災害時編

災害時における行政の役割（公助）

- 国分寺市地域防災計画（平成 19 年 3 月）では、国分寺市は、災害時においては災害対策本部を設置し、市民、消防や警察、民間団体等との協力のもと被災者への支援・復旧活動を行うものとしています。
- 地域防災計画については、その概要を計画書のファイルに入れてありますので、ご活用ください。

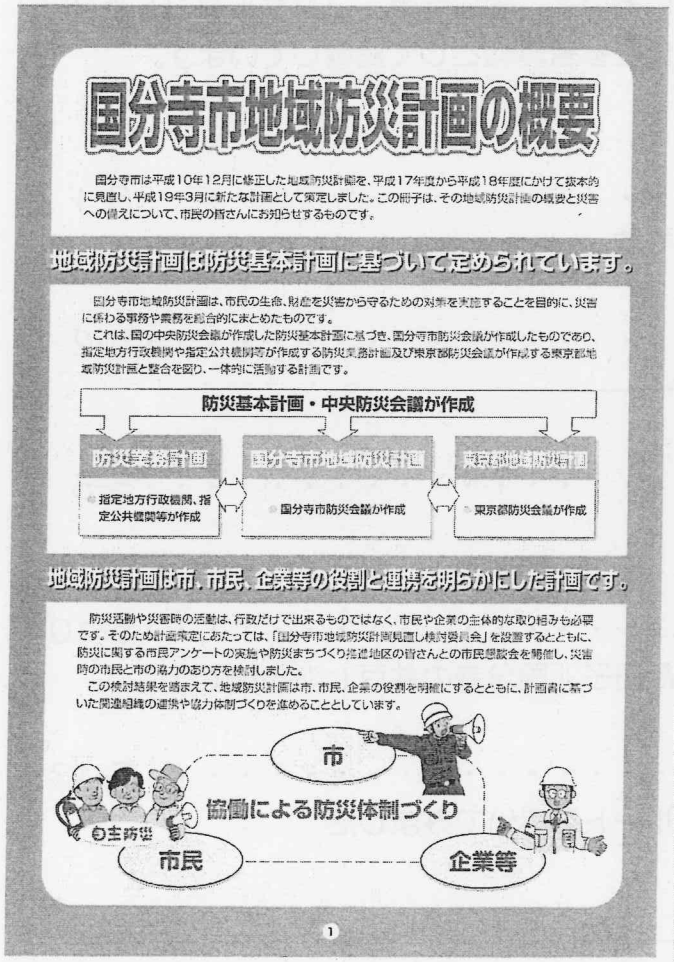

国分寺市地域防災計画の概要

・防災備品メモや我が家の防災連絡メモ等もついています。

我が家の防災連絡メモ

家族の連絡先	氏名	電話（学校・勤務先名）		住所		
緊急の連絡先	連絡先	電話	住所		メモ：家族との関係等	
家族の緊急データ	氏名	生年月日	血液型	アレルギー	常備薬	病気
家族の防災データ	項目				備考	
	加入自治会・町内会名					
	最寄りの地区防災センター名					
	家族の集合場所					

国分寺市地域防災計画の概要
発行日／平成20年（2008年）3月
担　当／総務部くらしの安全課
住　所／〒185-8501　東京都国分寺市戸倉1－6－1
ＴＥＬ／042－325－0111（内線373）
ＦＡＸ／042－326－3624

7

参考資料
【ご存知でしたか？】

ここでは、防災部の定例会において、国分寺市、コンサルタント及び防災部から提示された資料の一部を参考資料として掲載しています。

1　国分寺の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5-1
⇒市報に掲載されたものです

2　国分寺周辺の活断層・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5-2
⇒立川断層帯の活動は？

3　関東大震災の影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5-5
⇒三多摩地域の被害は？

4　むかしの井戸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5-10
⇒市民グループがまとめた冊子「国分寺の井戸」の抜粋です

5　帰宅支援ルートについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5-13
⇒東京都が示す帰宅支援ルートを歩いてみました

参考資料－1

国分寺の歴史（市報より）

シリーズ

地名から見る国分寺市の歴史

第13回「村と新田」

前回まで紹介してきた町名は、大字国分寺（旧「国分寺村」）の中に誕生した町名でした。次回からは大字国分寺以外の村に誕生した町名を紹介します。

明治22（1889）年に2つの村と8つの新田が合併して「国分寺村」となり、人口が増えて昭和39年11月3日に市制施行したのが国分寺市です。今後は恋ヶ窪村と8つの新田を紹介していきます。さて、「村」と「新田」といっても、その違いは何でしょうか。

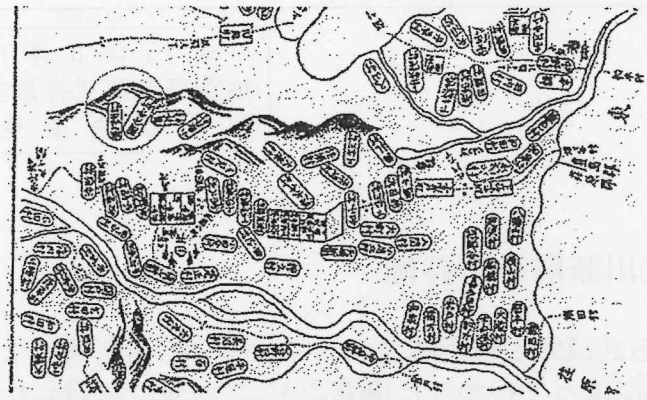

正保国絵図一部（「新編武蔵風土記稿」 雄山閣）

明治21年に公布された法律によって地方行政単位として村・町・市が定められました。

村と新田の違いは、江戸時代の享保7（1722）年以後に開発された村とそれ以前にあった村とを区別するため新しい開発地に「新田」と付けたことからおこりました。

新田は新しい耕作地という意味で、新しい水田ということではありません。

江戸時代に入って多摩地域では農業技術の発展から新たな耕作地が開発されました。有名なのは青梅市内の新町や、小平市内の小川新田や立川市内の砂川新田です。小川新田、砂川新田は享保以後それぞれ小川村、砂川村となりました。

江戸時代に行われた幕府の改革の一つ「享保の改革」は、八代将軍吉宗が実施しました。逼迫した幕府財政の建て直しなどを図ったもので、その政策の一つに享保7年に出された新田開発の奨励がありました。この奨励を受けて国分寺市域に8つの新田が誕生しました。

写真は正保国絵図（正保年間＝1644～47作成の武蔵国の全図）の一部です。○で囲んであるのが、国分寺村と恋ヶ窪村で、市内にはこの2村しかないことが分かります。

→ふるさと文化財課（内479）

参考資料－２

国分寺周辺の活断層

平成 15 年 8 月 7 日
地震調査研究推進本部
地 震 調 査 委 員 会

立川断層帯の評価

立川断層帯は、関東山地東部から武蔵野台地西部にかけて分布する活断層帯である。ここでは平成９－11 年度に東京都によって行われた調査など、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価した。

１　断層帯の位置及び形態

立川断層帯は、埼玉県入間郡名栗村から東京都青梅市、立川市を経て府中市に至る断層帯で、名栗断層と立川断層から構成される。全体として長さは約 33km で、概ね北西－南東方向に延びている。本断層帯は北東側が相対的に隆起する断層で、北西部では左横ずれを伴う（図１、２及び表１）。

２　断層帯の過去の活動

立川断層帯の平均的な上下方向のずれの速度は、0.2－0.3m/千年程度と推定される。本断層帯の最新活動時期は約２万年前以後、約１万３千年前以前で、平均活動間隔は１万－１万５千年程度であった可能性がある（表１）。

３　断層帯の将来の活動

立川断層帯では、将来マグニチュード 7.4 程度の地震が発生すると推定され、その際に北東側が相対的に２－３m 程度高まる撓(たわ)みや段差が生じる可能性がある。本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は表２に示すとおりである。本断層帯は、今後 30 年の間に地震が発生する可能性が、我が国の活断層の中ではやや高いグループに属することになる（注１、２）。

４　今後に向けて

立川断層帯では、過去の活動を直接示す資料がほとんど得られておらず、最新活動時期や平均活動間隔の数値も信頼度が低い。このため、過去の活動履歴についてより精度のよい資料を得る必要がある。また、本断層帯の南東部も左横ずれを伴っているという指摘があるが、その実態は明らかにされていないため、これを明らかにする必要がある。

参考資料－２

国分寺周辺の活断層

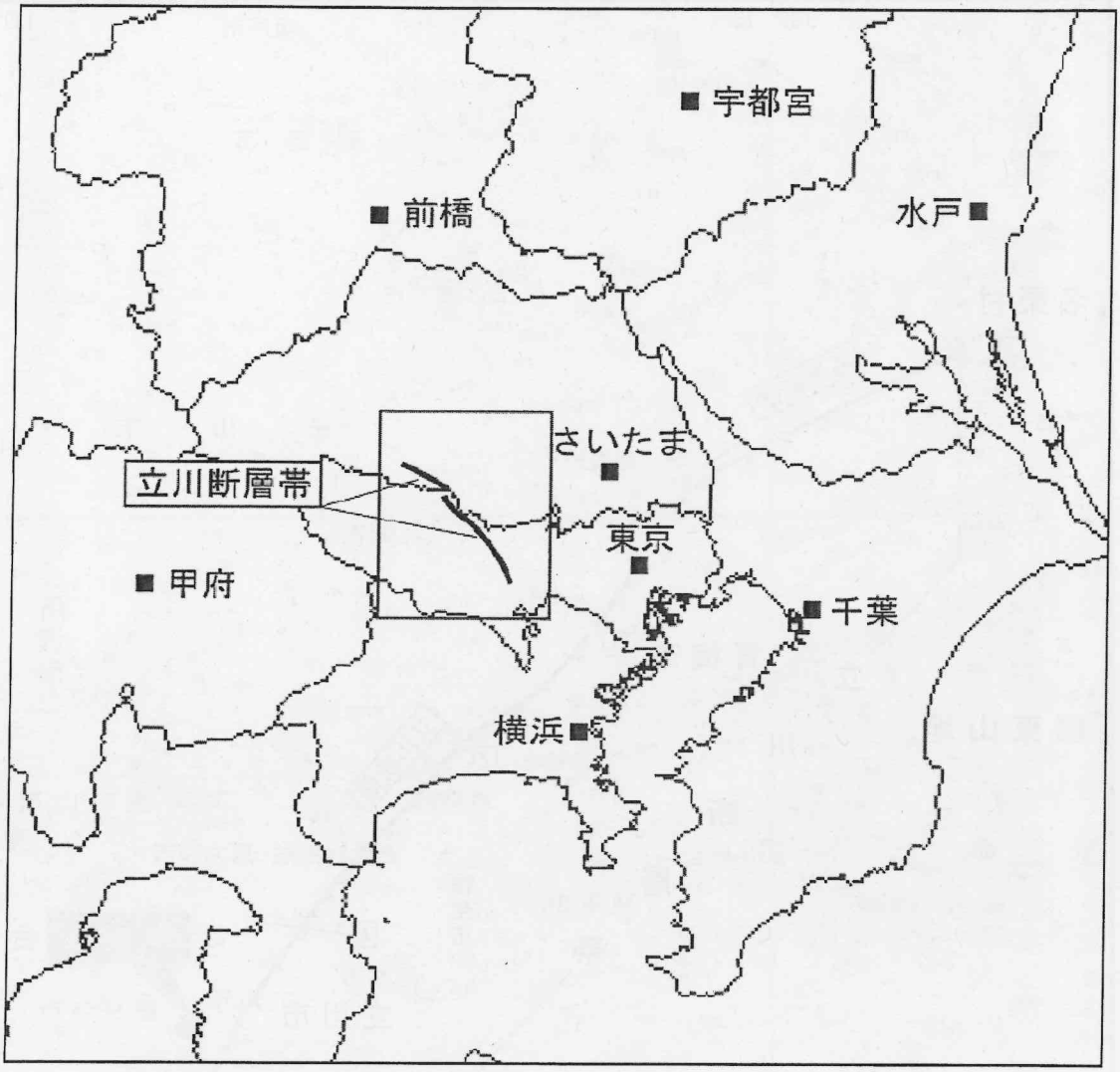

図１　立川断層帯の概略位置図（長方形は図２の範囲）

表２　立川断層帯の将来の地震発生確率等

項　　目	将来の地震発生確率等（注６）		信頼度（注７）	備　　考
地震後経過率（注８）	0.9 － 2.0			
今後 30 年以内の地震発生確率	0.5% － 2%			発生確率及び集積確率は文献１による。
今後 50 年以内の地震発生確率	0.8% － 4%	（注５）	c	
今後 100 年以内の地震発生確率	2% － 7%			
今後 300 年以内の地震発生確率	5% － 20%			
集積確率（注９）	30% － 90%より大			

参考資料－２

国分寺周辺の活断層

図２　立川断層帯の活断層位置と主な調査地点

１：藤橋地点　２：箱根ヶ崎地点　３：谷保・矢川地点　４：一の宮地点
Ａ：文献７
◉：断層帯の北西端と南東端
活断層の位置は文献３及び５に基づく．
基図は国土地理院発行数値地図200000「東京」を使用．

参考資料－3

関東大震災の影響

第七節　関東大震災後の北多摩郡

一　関東大震災の影響

東京市内、近接五郡の被害　大正十二年（一九二三）九月一日午前十一時五十八分、相模湾を震源地とするマグニチュード七・九の大地震が、東京・神奈川を中心とする地帯を襲った。有名な関東大震災である。京浜地帯での建物の全壊一二万八千、焼失四四万七千、死者約一〇万、行方不明四万三千というかつてない大惨事であった。東京府下の被害世帯数は、総世帯数約八三万のうち約四〇万で約半分、市部でそのほとんど九〇パーセント近くの三五万世帯が被害を受けた。罹災者数は全体で約一〇万、うち市部で九万四千人が犠牲となった。これらの人的被害のほとんどは、地震発生がちょうど昼食ごろであったことから、火災による焼死者であった。下町など木造家屋が密集した市街地では、火事が次々と延焼し、水道管は全域で破損したうえ、避難する市民で狭い道路は塞がれ、パニック状態となったことが被害を一層大きくした。警視庁の調査によれば、死者のうち実に九三・八パーセントが焼死者であった。またこのような混乱の中でデマが飛びかい、朝鮮人や社会主義者の虐殺などが起こった。社会情勢は不穏となり翌二日、東京市及び隣接の豊多摩、南葛飾、南足立、北豊島、荏原の五郡に、明治三十八年（一九〇五）の日比谷焼き討ち事件以来の戒厳令が布告された。

東京市に近接するこれら五郡は、直接の被害に見舞われただけでなく、壊滅的打撃を受けた東京市から逃れてきた避難民の救済にも追われた。十月初旬までに東京市がまとめた調査によると、五郡救助を要した罹災者数は表13のようであった。

表13　五郡必要救助人員数

郡名	地元罹災民	避難民
荏原	7,162	44,395
豊多摩	3,602	71,659
北豊島	14,838	29,308
南足立	10,447	26,749
南葛飾	22,101	54,626
計	58,150	226,737

（東京日日新聞　大正12年10月11日）

三多摩、国分寺村の被害　このような市部の壊滅的被害や近接五郡の大混乱に比べて、三多

参考資料－3

関東大震災の影響

摩地方は概して被害は少なかった。三多摩地方の被害世帯数と罹災人口は表14のようであった。

三多摩で被害の大きかったのは南多摩郡である。その日の川口村の記録には「午前十一時五十八分突然大地震襲来、上下動烈しく戸外に避難す、電信電話不通、列車転覆」と記されている。九月十九日までの調査で同郡では町田町、忠生村、鶴川村などを中心に家屋の全壊一、九五四、同半壊三、八一九、死者二〇人、負傷者四五人となった（沼謙吉「関東大震災と南多摩郡青年団」『多摩のあゆみ』四一号）。

北多摩郡での被害はさほど大きなものではなかったが、三多摩のなかでは東京市に近いということもあって、当初郡内への避難民は約八千人ほどあったという（東京日日新聞　大12・10・11）。その模様は警察の報告によれば、「中央線及武蔵野線ノ乗客ハ毎列車満員、車外ニ溢フルヽ状況ニテ吉祥寺駅ニ於テハ青年団出動、署員共力整理ニ努メツヽアリ」（東京都公文書館「警察報告　災害状況第九一報」）とある。震災後中央線は吉祥寺までは早期に復旧し運行していたが、国分寺、吉祥寺間の電車は休止され復旧は翌年まで見通しが立たなかった。その理由を当時の国分寺駅長は次のように語っている（東京日日新聞　大12・12・19）。

なにせ山の手線の旅客が激増し震災後の山の手線はあらゆる手段を講じて車輌の融通をつけ運転回数を増して混雑の緩和を計っているのですがそれでもまだ旅客に満足を与え得ない有様です。その為車輌の補給や電流の流用などから自然あまり旅客のない国分寺吉祥寺間を中止して山の手線を応援するというような羽目になってしまったのです

国分寺村では死傷者などの人的被害は確認されていない。ただ、当時の村の行政文書の中には、関東大震災関係の事項として、十一月二十九日に開催された村議会で義務教育費の国庫助成金八百五十九円と前年度繰越金千百三十円合わせて約二千円を、「震災復旧小学校修繕費」として七百円、「伝染病予防費」七百円に充当することが議決された。次いで翌年の議会で「大正十三年ハ震災ノ後ヲ受ケタルヲ以テ役場庁舎小学校舎等何レモ大修繕ヲ要シ実ニ経費二千円ヲ支出セリ」とあることから、役場や小学校に被害が生じたことがわかる。その他大正十二年度の罹災救助資金の決算として、村の

表14　三多摩各郡の被害世帯数及び罹災人口

郡市名	被害世帯数	罹災者数
八王子市	37	34
西多摩郡	20	3
南多摩郡	1,234	78
北多摩郡	160	12

（成田龍一ほか『東京の百年』）

参考資料－3

関東大震災の影響

蓄積金十七円六十五銭と郡の交付金四十三円七十四銭、合わせて六十一円三十九銭が計上されている。これはさきに述べたような市街地からの避難民が国分寺村にも来ていたこと、国分寺村民にも救助を要する被害が生じていたことを示すものであろう。ちなみに十月下旬までに府で行った調査によると、北多摩郡では地元罹災民と罹災避難民が合わせて三、三一四人おり、そのうち救助を要する者は二、七六四人いたという（東京日日新聞　大12・10・23）。

様々な影響　北多摩郡は震災の直接的な被害は少なかったが、東京、横浜を中心とする大都市が壊滅したことは、間接的に様々な影響をもたらした。

八王子や青梅など絹織物業の盛んな地域では、東京などの消費地、輸出港の横浜の壊滅、輸送網の途絶、絹製品の需要の減少などが相まって、大恐慌となった。八王子では受注が途絶えたことから「転業者が日増しにふえ、ぶらぶらあそんでいるものも少なくない」状態で生産は激減した。逆に西多摩郡の林業界では、震災地に急増した木材の需要により一躍活況を呈したが、これも輸送機関の不備や労働力が不足して思うにまかせない状況であった。

国分寺村でも同様の影響が生じた。国分寺村は三多摩の中でも甘藷の主産地で、特に東京市内の焼き芋屋に出荷していたが、「これ等の問屋筋が震災のためことごとく全滅して需要がない」、さらに「従来可なりの販路としていた甲信地方も汽車輸送が出来」なくなった。このため府農会では、販路の開拓に奔走しなければならなかった（東京日日新聞　大12・10・24）。

また北多摩郡では、十二月一日に予定された北多摩郡校長会での付議事項として第一に「震災後に於ける婦女の教養上留意すべき点」が挙げられ、震災による民心不安に対する教育上の問題点が協議されることになった。このほか、北多摩郡から東京に発する電信は、市内電報局が混雑しているため、葉書と変わらない遅延ぶりであったこと、多磨村の市営多摩墓地が、今度の大震火災から市内に死者が多数出たことから、「繁昌」し「それにつれて参道付近の地価昂騰」したという（東京日日新聞　大12・10・7、11・30）。

二　北多摩憲政派の進出と青年

参考資料－３

関東大震災の影響

東京府内家屋被害状況

東京市内		
区	全壊	半壊
麹町区	337	不明
神田区	19	39
日本橋区	不明	不明
京橋区	不明	47
芝区	398	777
麻布区	721	954
赤坂区	323	502
四谷区	124	331
牛込区	515	1,001
小石川区	462	848
本郷区	357	696
下谷区	340	553
浅草区	133	118
本所区	493	479
深川区	不明	不明

東京市外（郡部）			
群	町村	全壊	半壊
北豊島群	板橋町	26	37
	巣鴨町	6	0
	滝野川町	133	104
	日暮里町	482	699
	三河島町	1,729	1,196
	南千住町	1,620	3,110
	尾久町	350	800
	王子町	1,254	1,129
	岩淵町	293	587
	板橋町	26	37
	志村	15	18
	上板橋町	4	0
	赤塚村	4	2
	大泉村	0	0
	上練馬村	2	9
	下練馬村	1	1
	石神井村	0	0
	長崎村	10	4
	中荒井村	0	1
	高田町	50	8
	西巣鴨町	12	10
北豊島群	小松川町	86	343
	松江村	29	20
	葛西村	16	5
	瑞江村	24	32
	鹿本長	0	4
	小岩村	0	3
	金町村	0	0
	水元村	2	5
	新宿町	2	7
	奥戸村	0	24
	吾嬬町	615	874
	本田村	5	0
	南綾瀬村	52	15
	隅田長	298	881
	寺島町	442	427
	亀戸町	451	370
	大島町	540	810
	砂町	499	468
	横山村	5	21
	浅川村	1	5
	元八王子村	2	0
	恩方村	1	1
	川口村	0	0
	加住村	0	0

群	町村	全壊	半壊
南足立群	千住町	1,001	1,064
	西新井村	12	6
	江北村	33	52
	舎人村	4	5
	梅島村	38	160
	綾瀬村	44	22
	東淵江村	13	19
	花畑村	77	20
	淵江村	15	11
	伊興村	19	12
荏原群	品川町	92	239
	大崎町	95	122
	目黒町	4	13
	世田谷町	17	16
	松沢村	1	3
	平塚村	0	1
	碑衾村	0	0
	玉川村	7	0
	駒沢町	1	7
	馬込村	75	35
	調布村	0	7
	矢口村	8	28
	池上村	23	135
	入新井町	95	133
	大井町	17	47
	大森町	294	785
	蒲田町	26	17
	六郷村	41	15
	羽田町	350	1,849
豊多摩群	中野町	14	11
	野方村	17	5
	和田堀内村	10	24
	杉並村	10	39
	井荻村	2	17
	高井戸村	6	22
	大久保町	13	13
	戸塚町	17	34
	落合村	2	8
	淀橋町	33	50
	代々幡町	229	151
	千駄ケ谷町	58	192
	渋谷町	33	142
	府中町	3	50
	西府村	4	3
	保谷村	6	2

参考資料－3

関東大震災の影響

関東大震災

南多摩群	小宮村	0	1
	日野町	4	7
	七生村	3	3
	由木村	37	81
	多摩村	27	71
	稲城村	45	39
	鶴川村	40	104
	南村	57	100
	町田町	130	264
	忠生村	70	150
	堺村	52	90
	由井村	7	10

北多摩群	立川町	0	0
	砂川村	0	0
	村山村	0	0
	東村山村	2	3
	清瀬村	0	0
	小平村	0	1
	国分寺村	4	0
	武蔵野村	2	1
	三鷹村	0	0
	神代村	0	1
	千歳村	0	0
	砧村	3	3
	狛江村	0	0
	調布町	7	1
	多摩村	3	15

国分寺村は、
全壊４棟、半壊０

むかしの井戸（場所）

国分寺市「むかしの井戸」15ヶ所の場所と特徴

【水質検査項目】
一般細菌／大腸菌群／硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素／塩化イオン／有機物（過マンガン酸カリウム消費量）ph値／味／臭気／色度／濁度／テトラクロロエチレン／亜鉛／鉄／マンガン
◆調査：調査機関が年1回程度
◆問合せ：国分寺市都市計画課

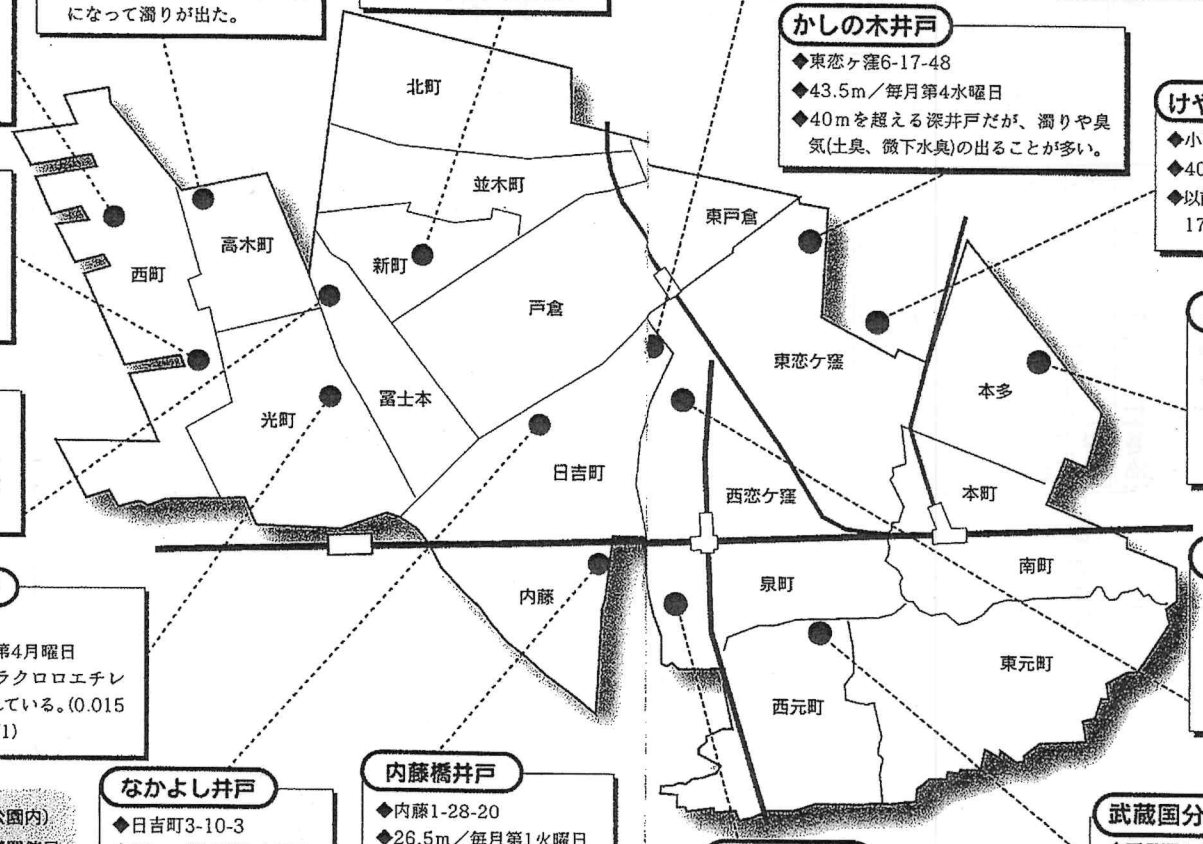

カメ井戸
◆西町4-25-1
◆13.5m／毎月第4月曜日
◆以前は金属臭や濁り。平成17年、18年の水質検査は良好。

つつじ井戸
◆西町2-22-40
◆20.5m／毎月第2水曜日
◆濁りはなくなったが、水道法の水質基準値より鉄が少し高い。

90度井戸
◆富士本3-19-11
◆17.5m／井戸端会議なし
◆水道法水質基準値に適合しており良好。

もみじ井戸
◆光町1-15-4
◆20m／毎月第4月曜日
◆毎回、テトラクロロエチレンが検出されている。(0.015～0.033mg/1)

高木井戸
◆高木町3-25-60（つつじ公園内）
◆40m／毎月第2火曜日
◆平成15年3月設置以来、水質は良好だったが、18年12月になって濁りが出た。

ぐるぐる井戸
◆新町2-2-69
◆16.3m／毎月第2月曜日
◆平成9年の初回水質検査以来、一度、亜硝酸が高かった以外、毎回良好。

ポプラ井戸 故障中
◆日吉町4-2-41
◆50m／井戸端会議なし
◆亜鉛・鉄・一般細菌等が毎回、水道法基準値を大きく超え、濁りも見られる。

かしの木井戸
◆東恋ヶ窪6-17-48
◆43.5m／毎月第4水曜日
◆40mを超える深井戸だが、濁りや臭気(土臭、微下水臭)の出ることが多い。

けやき井戸
◆小平市上水本町6-22-2
◆40m／井戸端会議なし
◆以前は臭気・濁りがあったが、平成16年、17年、18年の水質検査は良好。

わかば井戸 使用禁止
◆本多5-20-9
◆43m／井戸端会議休止中
◆深井戸だが、濁り・臭気があり、鉄・マンガンが高い。大量に汲み出しても改善されず。

室内プール前井戸
◆西恋ヶ窪3-33-3
◆16.3m／井戸端会議なし
◆硝酸及び亜硝酸がやや高いことがあるが、平成17年、18年の水質検査は良好。

武蔵国分寺井戸 故障中
◆西元町1-10
◆16.8m／井戸端会議不定期
◆濁り強く鉄も多かったが汲み出しによって改善。その後、故障。

たきくぼ井戸
◆泉町3-5-18
◆19m／井戸端会議なし
◆毎回、水道法水質基準値に適合している良好な井戸。

内藤橋井戸
◆内藤1-28-20
◆26.5m／毎月第1火曜日
◆硝酸及び亜硝酸がやや高い時がある以外は良好。

なかよし井戸
◆日吉町3-10-3
◆20m／毎月第1火曜日
◆一般細菌が検出されることがある。

◆井戸名／所在地（同名公園内）
◆深さ（m）／井戸端会議開催日
◆水質・特徴（H19年6月現在）

■ 国分寺市「むかしの井戸」水質検査結果（調査機関に委託）

国分寺市都市計画課発行「むかしの井戸通信」より

井戸名 所在地	深さ(m)	設置年	H9年1月	H11年1月	H11年2月	H12年1月	H12年8月	H13年10月	H14年9月	H15年10月	H16年10月	H17年11月	H18年12月
カメ井戸 （西町）	13.5m	H3年2月	× 濁度	○		○	○	×濁度 金属臭	× 濁度	× 大腸菌	× 色度/濁度	○	○
つつじ井戸 （西町）	20.5m	H3年2月	× 色度/濁度	○	× 濁度	× 濁度	○	○	○	× 鉄	× 鉄	× 鉄	× 鉄
高木井戸 （高木町）	40.0m	H15年3月								○	○	○	× 色度/濁度
90度井戸 （富士本）	17.5m	H3年2月	× 大腸菌 色度/濁度	× 色度		○	○	○	○	× 大腸菌	○	○	○
ぐるぐる井戸 （新町）	16.3m	H3年2月	○	○	○	○	× 亜硝酸	○	○	○	○	○	○
もみじ井戸 （光町）	20.0m	H2年2月	× テトラクロロエチレン	× トリクロロエチレン	故障	× 濁度	× テトラクロロエチレン	○	× 濁度	× テトラクロロエチレン	× テトラクロロエチレン	× テトラクロロエチレン	× テトラクロロエチレン
なかよし井戸 （日吉町）	20.0m	H2年2月	○	故障	故障	× 一般細菌	× 一般細菌	× 一般細菌	× 一般細菌	○	○	○	× 一般細菌
ポプラ井戸 （日吉町）	50.0m	H5年2月	× 有機物	× 色度/濁度	× 色度/濁度 臭気/味	× 色度/濁度	○	×金属臭 色度/濁度	×一般細菌 色度/濁度	× 濁度 鉄/亜鉛	× 濁度 鉄/亜鉛	× 一般細菌 濁度/亜鉛/鉄	× 色度/濁度 亜鉛/鉄
かしの木井戸 （東恋ヶ窪）	43.5m	H10年3月		× 色度/濁度	×濁度/臭気 味	○	× 臭気 色度/濁度	× 土臭 色度/濁度	× 土臭 色度/濁度	○	× 色度/濁度	○	×微下水臭 味/色度/濁度
室内プール前井戸 （西恋ヶ窪）	16.3m	H3年2月	× 色度/濁度	故障	故障	× 臭気 色度/濁度	○	○	×硝酸 亜硝酸	× 一般細菌	×硝酸 亜硝酸	○	○
けやき井戸 （小平市）	40.0m	H10年3月		○	× 色度/濁度 臭気/味	○		○	×濁度 一般細菌	故障	○	○	○
わかば井戸 （本多）	43.0m	H10年3月			× 色度/濁度 臭気/味	× 臭気 色度/濁度	× 臭気 色度/濁度	× 土臭	× 土臭 色度/濁度	×臭/色/濁 マンガン	× 臭/色/濁 鉄/マンガン 大腸菌	× 臭/味/色 濁/鉄/マンガン	× 臭/味/色 濁/鉄/マンガン
内藤橋井戸 （内藤）	26.5m	H5年2月	○	× 色度	○	○	○	○	○	○	×硝酸 亜硝酸	○	○
たきくぼ井戸 （泉町）	19.0m	H3年2月	○	○	× 濁度/臭気/味	○	○	○	○	○	○	○	○
武蔵国分寺井戸 （西元町）	16.8m	H13年3月							×土臭/色 濁/一般細菌	× 鉄 色度/濁度	× 鉄 色度/濁度	× 鉄	○

×（不適合）は水道法の水質基準を超えたもの

参考資料－4

むかしの井戸と個人のお宅の井戸

今回調査した井戸と国分寺市「むかしの井戸」

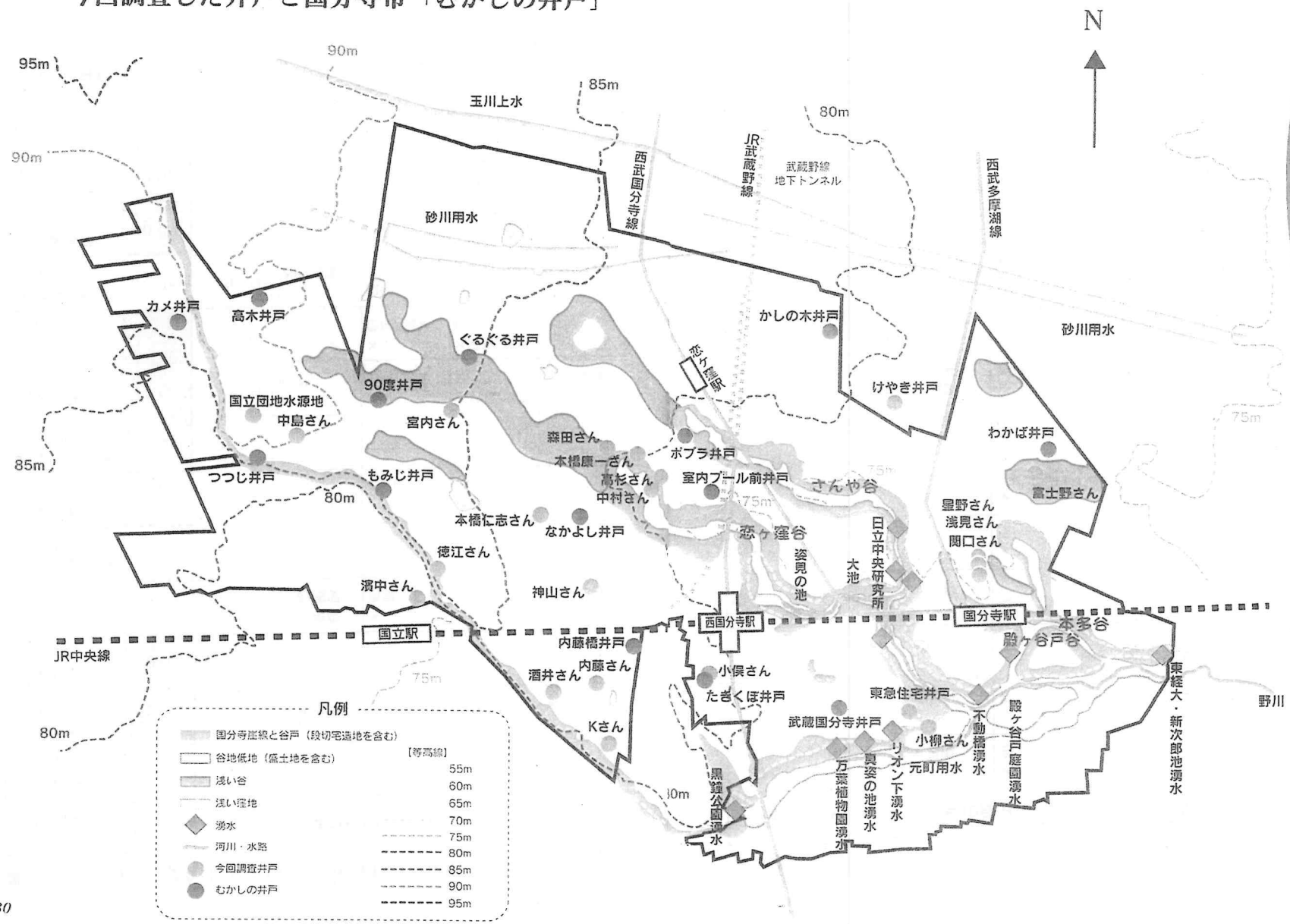

帰宅支援ルート

・震災時帰宅支援マップより

・東京都では、図に示すように都内の重要な１６路線の幹線道路を帰宅支援ルートとして指定しています。
・都心の場合、これらの幹線道路については首都高が高架構造で走っている場合が多く、周辺建物の状況とあわせ、崩壊した場合に通行がしにくくなる可能性もあります。
・勤務地が都心の場合、環八や環七通り辺りまでは、帰宅支援ルートを基本にしつつ必要に応じて迂回ルートの検討を行なうことが考えられます。

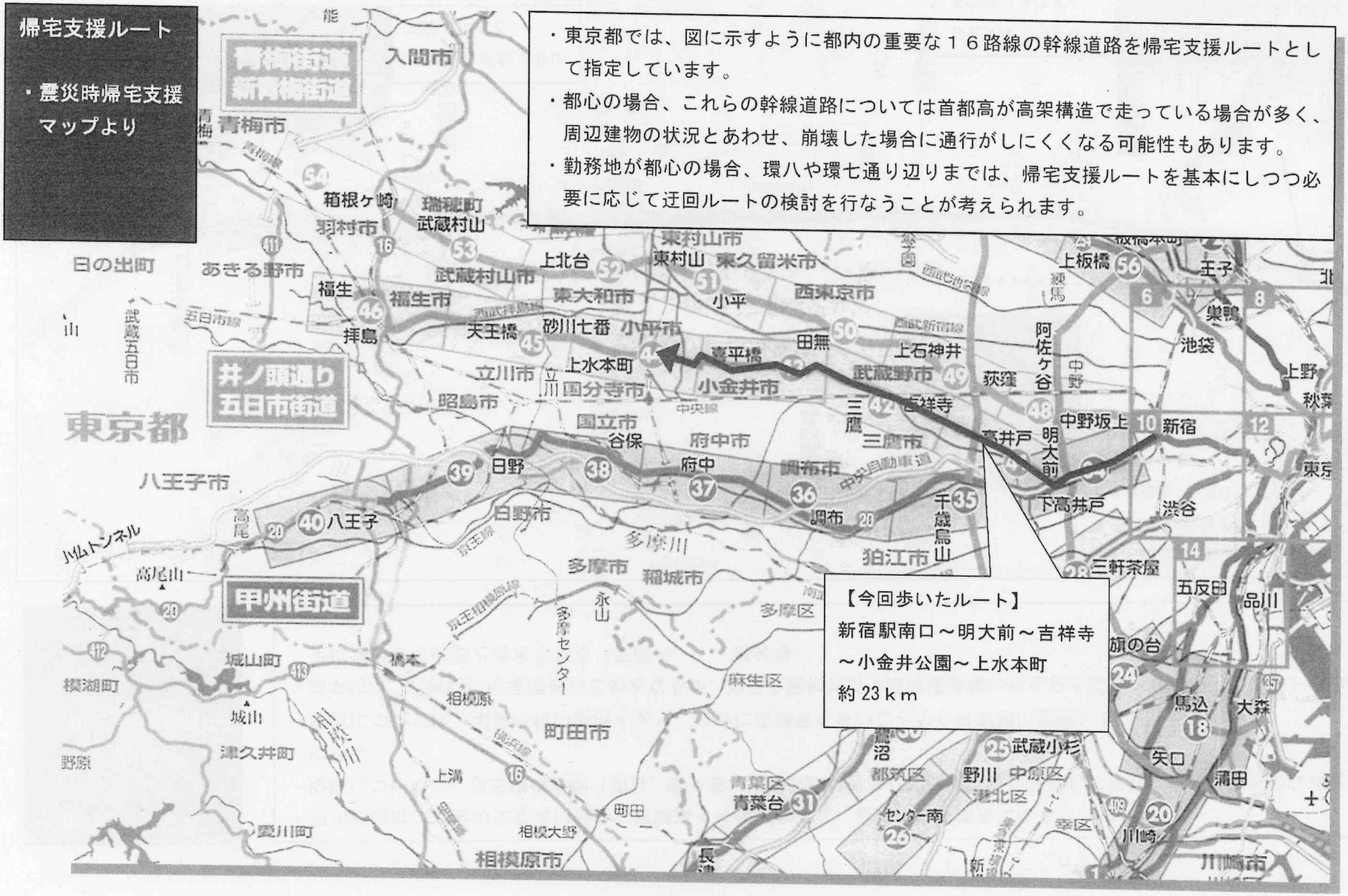

参考資料－５

帰宅支援ルートについて

その１
甲州街道
（初台～明大前）

・甲州街道は、初台の交差点付近から首都高４号線が合流し、道路は高架構造になる。
・沿線については、京王線の各駅（初台、幡ヶ谷、笹塚等）が連なり駅前商業地を形成しており、沿道建物も密な状況にある。
・歩道については、幅員の狭い箇所もあり、沿線に店舗等も多いことから日常的に混雑している。
・基本的に、災害時には車両通行止めとなるが、沿道の建物状況や高架構造物の存在を考慮した場合、迂回ルートの設定についても必要と考えられる（下図の・・・部分等）。

参考資料－5

帰宅支援ルートについて

その２
井の頭通り
（明大前～久我山）

・明大前から井の頭通りに入り、吉祥寺方面へ向かう。
・歩道部分は比較的十分な幅員のある箇所と部分的に狭い箇所とがある。
・沿道の建物は、ロードサイド型の店舗（量販店、ディーラー、レストラン等）が多く、人や車の出入はあるが、甲州街道沿いに比較すれば、それほど建て込んでいる状況ではない。
・環八通りを過ぎた辺りには、広い敷地を持つ古い住宅が見られ、ブロック塀も点在している。

参考資料－5

帰宅支援ルートについて

その３
井の頭通り
（吉祥寺・三鷹）

・吉祥寺駅付近から三鷹駅の北を抜け境浄水場方面へ。
・吉祥寺駅周辺は、鉄道や道路が錯綜し、建物もかなり建て込んでいる。
・歩道部も全般的に狭い箇所が多い。
・吉祥寺駅を過ぎ、中央線の高架を超えると沿道建物に住宅が見られるようになり、ブロック塀も点在している。
・三鷹駅付近からは街路樹等の緑も多く、沿道に隣接して公園等も整備されている。
・境浄水場付近では、浄水場側の歩道は土手寄りの一段上に整備されており、完全に車道と分離されている。

参考資料－5

帰宅支援ルートについて

その４

五日市街道
（小金井公園付近）

・境浄水場を超えると井の頭通りは五日市街道に合流する。
・この辺りの歩道は全般的に狭く、玉川上水側については部分的にしか歩道は確保されていない。
・小金井橋を越えると、今度は玉川上水側しか歩道が確保されていなくなる。
・なお、玉川上水を挟んで南側にも並行して道路が走っているが、完全な歩車分離はされていない。
・北側の小金井公園は広域避難場所に指定されている。
・小金井公園付近の沿道には、敷地の大きな古い住宅（農家）もあり、ブロック塀が点在する。

参考資料－5

帰宅支援ルートについて

その５

**五日市街道
（上水本町付近）**
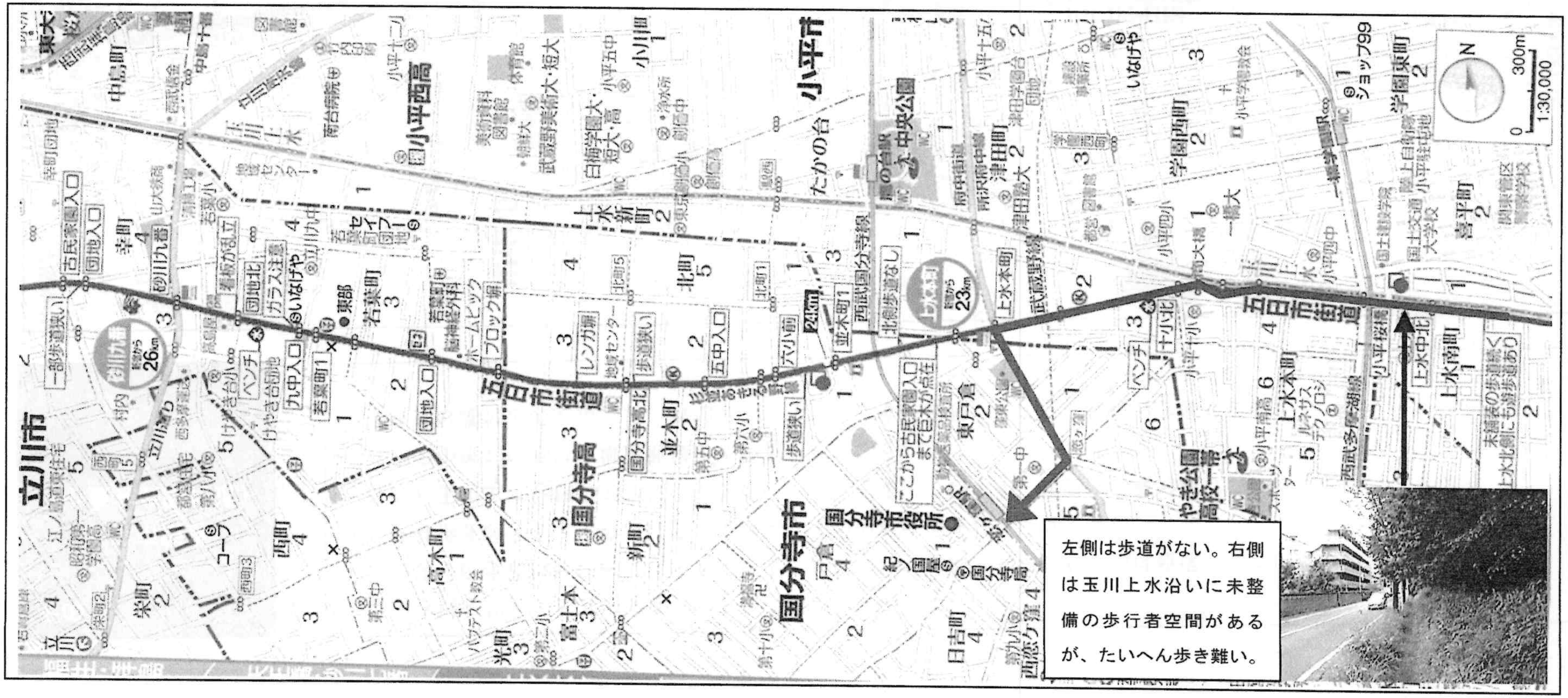
・玉川上水沿いから上水本町、恋ヶ窪方面へ向かう。
・この付近の五日市街道は玉川上水の南側を走る。
・玉川上水沿いに歩行者空間は確保されているが、上水に隣接する緑地と一体になっており、未整備でたいへん歩き難い。
・また、玉川上水の反対側については、十小北交差点辺りまで歩道は整備されておらず、沿道にブロック塀も多い。